

88-2

年少労働調査資料 第 36 集

学びながら働く年少者

労働基準法による使用許可証明書を
えて働く年少者の労働条件調査報告
(第 5 回)



労働省婦人少年局

昭和30年3月

は し が き

年少労働者に対する労働保護のうちで、最も重要な意義をもっているものの一つは最低年令制度である。わが国でも、労働基準法第 56 条に工業的な労働（同法第 8 条第 1 号～第 5 号）に働くことのできる最低年令を満 15 才と定めている。そして、満 15 才未満の者は、非工業的な事業部門で働く場合に限り、しかも労働基準監督署長の許可をうけた場合にのみ就業させることができることになっている。

満 15 才未満の年少者は、義務教育該当年令でもあり、且つ、発育の最も盛んな時期にあるので、順調な心身の発達をはかるためには、労働に従事させるよりも修学に専心させ、十分に心身の成長をはからせることが、社会的にも、また個人的にも望ましいことは近代の労働科学の帰結であり、また国際労働会議の条約としてひろく採択されているところでもある。そしてそれはいうまでもなく、労働基準法の趣旨でもある。

ところが、今日の社会的、経済的事情のもとでは、これらの年令層の者の中には学業のかたわら、或いは学校を休み、或いは全くこれを放棄して労働に従事しなければならない者が少なくない状況である。そこで、これらの多数の年少者のうちで、労働基準法に基き使用許可証明書をうけて正規に働いている年少者は一体全国でどのくらいおり、どのような業務に、どんな労働条件で働いているかを調査して、これらの働いている学令の年少者の適職配置や、労働条件の向上など、労働保護の推進のために基礎資料を把握することは極めて必要なことであり、その目的のために行われているのがこの調査である。

昭和 30 年 3 月

労働省婦人少年局

目 次

一 調査の目的	1
二 調査の対象	1
三 調査の方法	1
四 調査の結果	1
(一) 概 況	1
(二) 性別、年令別就労状況	2
(三) 産業別、職種別就労状況	3
(四) 労働時期別就労状況	6
(五) 労働時期別労働時間	7
(六) 幼児の就労状況	9
(七) 賃 金	9
(八) 最低年令未満で働く地方的特殊事情	12

附 表

第一表 府県別、性別、年令別年少労働者数	1
第二表 最低年令未満の児童の就労一覧	2
第三表 産業別、職種別、男女別年少労働者数	6
第四表 産業別、職種別、年令別年少労働者数	8
第五表 産業別、職種別、労働時期別、労働時間別年少労働者数	12
第六表 労働時期別、支払形態別、賃金額別年少労働者数	16
第七表 最低年令未満の児童の労働条件調査表様式	17

参 考

(一) 第一回 調査結果表	19
(二) 第二回 調査結果表	21
(三) 第三回 調査結果表	23
(四) 第四回 調査結果表	25
(五) 使用許可申請書様式	27

学 び な が ら 働 く 年 少 者

一 調 査 の 目 的

労働基準法第 56 条により、第 57 条第 2 項の規定に基く使用許可証明書を得て働いているものの労働の実態を明かにし、年少労働者保護推進のための基礎資料とする。

二 調 査 の 対 象

昭和 28 年 1 月～同年 12 月迄の間に、使用許可をうけて働いた最低年令未満（満 15 才未満）の児童。

三 調 査 の 方 法

婦人少年室において、各都道府県労働基準局に管内各労働基準監督署から提出保管されている前記期間の使用許可証明書（以下証明書という）の写を基礎資料として調査した。

（註）従来、満 15 才に満たない児童で就業しようとする者は、使用者と連名で就業許可申請書（学校長及び親権者又は後見人の同意する旨の署名を受け）に必要な事項を記載し、戸籍証明書を添えて、その住所地管轄の労働基準監督署長に提出する。監督署長は、その業務が児童の健康及び福祉に有害でなく、且つ、その労働が軽易なものであると認め、就業を許可する場合は、使用許可証明書を使用者に交付するよう規定されていた。（監督署はこの申請書の写を毎年 1 月末日迄に前年度分を一括して、所轄労働基準局に提出することになっている。）

しかし、昭和 29 年 6 月、女子年少者労働基準規則の一部改正の際、従来のように就業しようとする児童がその許可手続きを行うことを改め、使用者が監督署長に提出し、許可を受けなければならないと改正された。これは、当該就業児童に対する監督は、事業場の所轄監督署長が行うべきものであり、このためには、当該児童をして、その居住地の監督署長から許可を受けさせるというのでは児童を保護する上に十分でないので、これを改め、これらの手続きについては、原則として使用者が行うことにしたのである。又、許可申請について児童及びその親権者又は後見人の出頭義務があつたがこれも不必要となつた。なお、改正の許可申請様式は後に添付した。

四 調 査 の 結 果

（一）概 況

1 この調査により把握された満 15 才未満の年少労働者は、次の表にみられるように、全国で 9,699 名（男子 8,201 名、女子 1,498 名）を数え、前回（第 4 回）調査の 4,911 名に比べ、97.5% の増加である。この 2 倍弱の著しい増加の理由は、新聞配達（増加率 121.2%）、りんご袋掛（前回 0、今回 1,010 名、第 3 回では 487 名あつた）に従事する者が非常に多かつたことによるが、このことは、これ等の職種に従事する年少労働者の絶対数が、前回に比べ、必ずしも 2 倍に増えたものであるとは断定しえず、むしろ、幾分の増加はあつたとしても、実数にさほどの開きがないのではないかと推定され、これを換言すれば前述の正規の手続きをとつて働く者があつたのではないかとみられる。

2 全国悉皆調査の方法をとつたが、該当なしと報告のあつた県は、島根、愛媛の 2 県のみであつた。

3 年少労働者が就業している産業の種類は附表にみられるように、大分類で8種、中分類で24種であり、職種は26種にわたっているが、之を前回に比べると、(単に数の上の比較は、前回分類整理に用いた標準産業分類の大改訂が行われたため、必ずしも妥当ではないが)、事業の種類においてやや減少し、職種において幾らか増加している。

4 ここに集計された年少労働者数は、前記期間に使用許可をうけて働いたものの数であり、現在働いている児童数とは一致しない。因みに、昭和28年12月末現在の遠用事業報告に基く満15才未満の年少労働者は17,640名(男16,673名、女967名)である。—(労働省労働基準局調)—

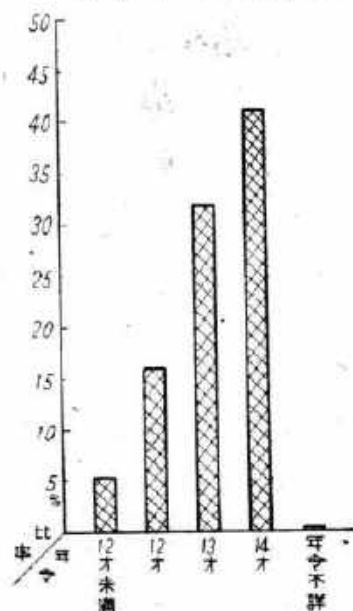
性別、年齢別年少労働者数

性 別 \ 年 齢		計	12才未満	12才	13才	14才	年齢不詳
人 数	計	9,699	579	1,645	3,279	4,135	65
	男	8,201	296	1,405	2,889	3,578	33
	女	1,498	279	240	390	557	32
(A) 比 率	計	100.0	5.9	17.0	33.8	42.6	0.7
	男	100.0	3.6	17.2	35.2	43.6	0.4
	女	100.0	18.6	16.0	26.0	37.2	2.1
(B) 比 率	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	男	100.0	51.5	85.4	88.1	86.5	50.8
	女	100.0	48.5	14.9	11.9	13.5	49.2

(二) 性別、年齢別就労状況

1 性別に就労状況をみると、概況のところでもののべたように、総数9,699名の84.6%(8,201名)を男子が占め、女子は男子の5分の1、15.4%(1,498名)に過ぎない。このように男子が女子に比べ著しく多

才 / 図 年齢構成図



いことは、総数の74.8%を占める新聞配達従事者の95.4%が男子であることや、女子は実際に働いてはいても、それが労働基準法適用外の子守や、家事手伝等の業務であり、証明書制度の対象にならない者がある等の理由によると思われる。なお、男女夫々の産業別ならびに、職種別就労状況の詳細については後記(三)産業別、職種別就労状況をみられたい。

2 年齢面よりみると、14才のものが総数のほぼ半数42.6%で、以下年齢の低くなるにつれ就労者数も少くなっている。これを性別にみると、男子も同様の傾向で、14才を最高とし、13.4才を合わせると男子総数の78.8%となる。しかし、女子では、これらの年齢が多少下廻りの比率であるのに比べ、12才未満に於て著しく高い。これは女子に於ては、12才未満でも就業することのできる映画、演劇等の子役、抹茶運び、舞踊等の職種に、この年齢の女子が多く就業しているからである。学年以下の(満6才未満)幼児は男女合せ89名であつた。

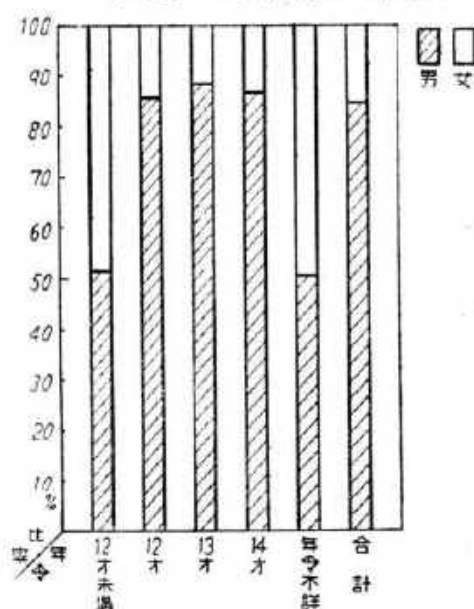
この結果を前回に比較すると、12.3才(特に12才の男子、13才の

女子)が比率及び実数において多くなり、14才の比率(特に14才の男子)、12才未満(特に12才未満の女子の比率及び実数)が減少している。

これは、12、3才の年令で働くものが多くなったことを意味し、12才の男子では、新聞配達(前回の3.2倍)、りんご袋掛(前回なし)、採鉱補助員(2倍)が増え、13才の女子では新聞配達(前回の1.5倍)、物品販売店員(6倍)、りんご袋掛(前回なし)がふえたことに原因している。14才の男子の比率の減少は、物品販売店員、漁業手伝い等において多少の実数の減少が認められるが、総実数はむしろ増えていることから、12、3才就業者の増加による比率減であり、更に12才未満の女子の減少は舞踊関係に働く者の5分の1減によるとと思われる。

3 前表比率(B)表により、各年令別に男女の構成をみると、12才未満では前記サービス業各職種に女子が多いため、男女ほぼ同率であるが、12才以上では各年令とも男子が圧倒的に多く、何れも85%以上である。

オ2図 年令別男女構成図



三 産業別、職種別就労状況

1 産業別就労状況

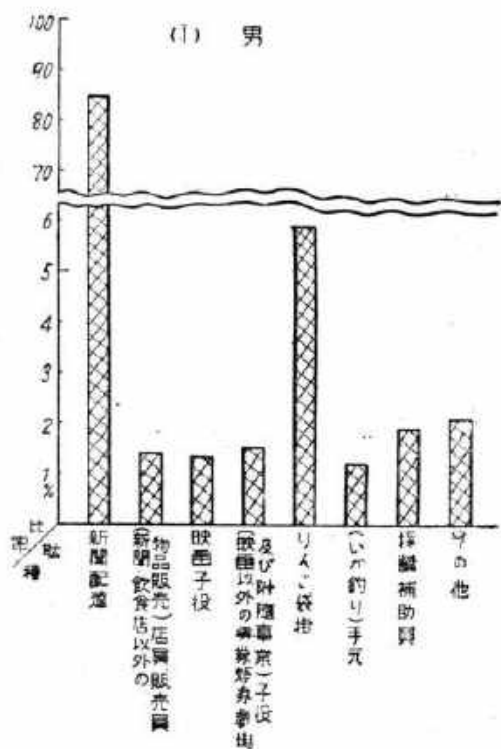
(1) 産業別にこれら年少労働者の就業分布をみると、最も多いのは、卸売及び小売業の78.5%(7,614名)で、続いて農業10.4%(1,012名)、サービス業7.4%(714名)、以下製造業1.8%、漁業1.0%、公務、運輸通信業、林業の順であり、前回より増加したのは卸売及び小売業(前回3,557名、72.4%)、農業(前回32名、0.7%)、及び林業(前回0名)で、他の産業は何れも実数及び比率において減少している。なお、前回あつた金融保険業に今回は1名も従事していなかつた。卸売及び小売業がこのように多いことは前にも述べたように就労者の多い新聞配達の業務がこれに含まれるからである。

2 職種別就労状況

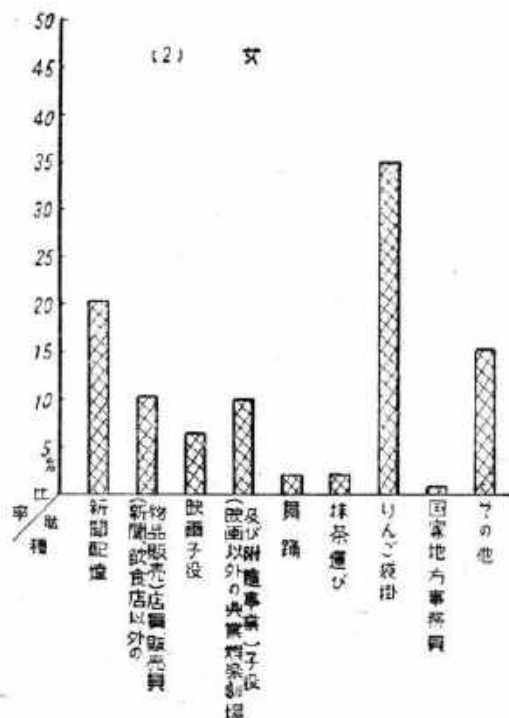
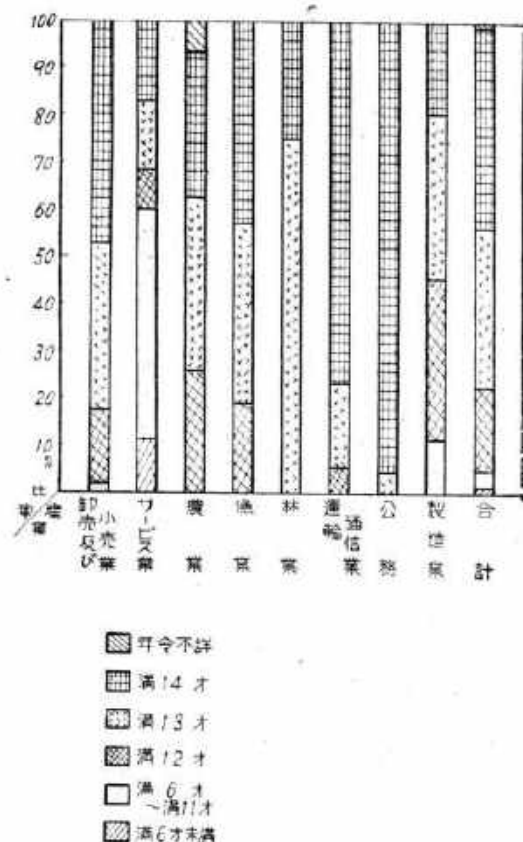
(1) 職種別に最も多く働いているのはしばしば述べるように、新聞配達の7,256名(74.8%)であり、次で、りんご袋掛の1,010名(10.4%)以下演劇等の子役(3.0%)、新聞、飲食店以外の物品販売店員(2.8%)、映画子役(2.2%)、採掘補助員(1.7%)、手元と称するいか釣り手伝い(1.0%)ゴルフキャディ、抹茶運び、舞踊、飲食店員、その他である。

(2) 職種を更に細かく男女別にみると第6図にみられるように、男子の大半が新聞配達で(84.7%)残りの15.3%が、りんご袋掛他17職種にわたり就労している。女子ではりんご袋掛が35.0%で最も多く、残り65.0%の者が新聞配達他13職種についている。即ち、男子では新聞配達に集中し、他は少数ずつ多くの職種に働くのに比べ、女子は数的には男子よりはるかに少ないが、職種面では比較的に平均して就業しているといえる。

第6図 男女別職種構成図

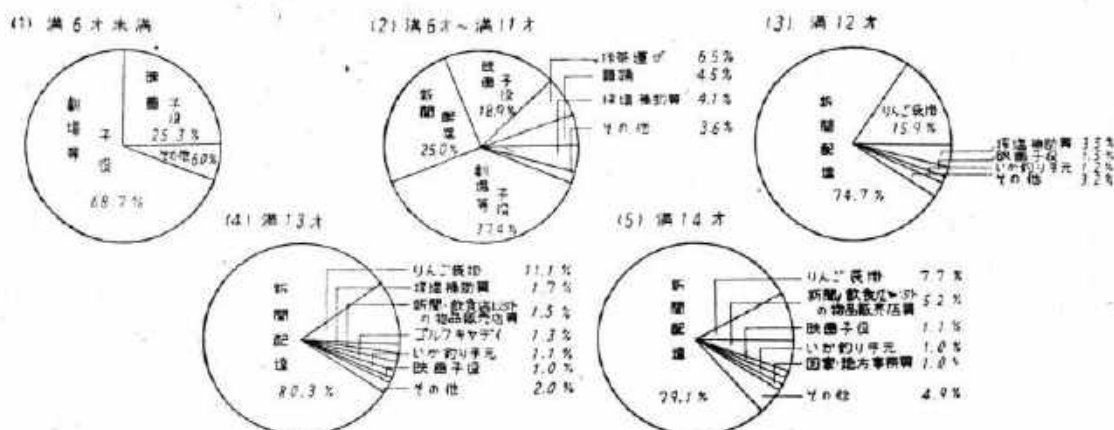


第5図 産業別年令構成図



(3) 年齢別にみた職種の就労状況は第7図にみられるとおりである。

オ7図 年齢別職種構成図



四 労働時期別就労状況

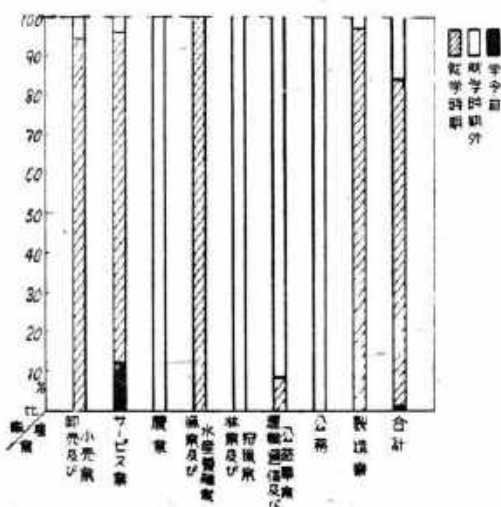
年少者が働く時期を、学校のある普通の時期即ち、いわゆる「就学時期に働く者」と、学校のない休暇時（例えば、春夏秋冬各季の休暇）や、日曜、祝日等にはのみ働く「就学時期外に働く者」の2つに分け、その状況をみると次のようであつた。但しここで、例えば新聞配達のように就学時期を主として働き、引続き休暇時も働く者は就学時期に働く者に含めた。

1 概 況

総数の 83.2% (8,075 名) は就学時期に働き、就学時期外に働く者は 15.8% (1,535 名) に過ぎない。残る 0.9% は学令前の児童である。就学時期に働く者 8,075 名のうち、89.2% は卸売及び小売業に働き、以下、農業、10.4%、サービス業 7.5%、製造業 1.8%、漁業 1.0%、公務、運輸通信業、林業の順である。これに対し、就学時期外に働く者 1,535 名のうち、65.8% が農業に働く者で、次で、卸小売 26.6%、公務 2.8%、運輸通信業 2.3%、サービス業 1.5%、林業、製造業の順であり、漁業は就学時期外に働いていない。

2 産業別就労状況

オ8図 産業別労働時期構成図



就学時期中に働く者が、就学時期外に働く者に比べ多い業種は、第8図のように、卸売及び小売業 (94.1%)、サービス業 (84.3%)、製造業 (97.1%) であり、漁業は 100% 就学時期である。逆に、就学時期外に働く者が、就学時期に働く者に比べ多い業種は、運輸通信業 (92.1%) であり、農業、公務、林業においては全数が就学時期外に働いている。

3 労働時期別職種別就労状況

(1) 就学時期に働く者

就学時期に働く者 8,075 名を職種別にみると、第9図にみられるように、大部分は新聞配達 (7,173 名 就学時期に働く者の 88.8%) であり、続いては大きく開いて、劇場等子役 (2.7%)、映画子役 (2.3%)、

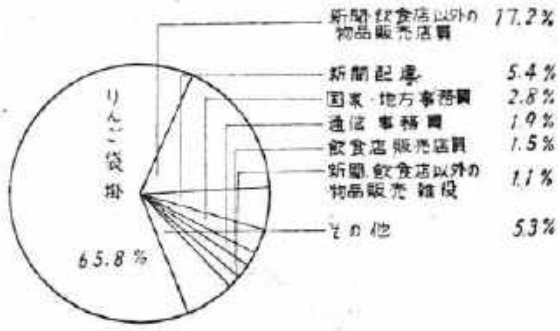
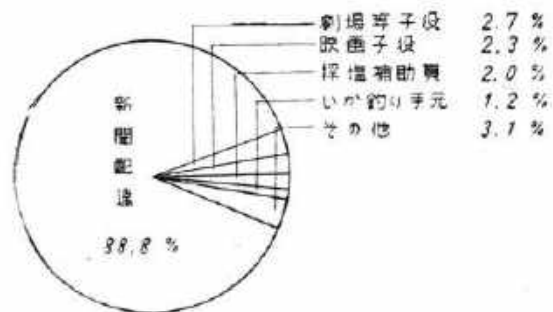
採掘補助員 (2.0%)、いか釣り手元 (1.2%)、その他である。

各職種別に、就学時期に働く者の状態をみると、就学時期に働く者が、就学時期外に働く者に比べ多い職種は、新聞配達、牛乳配達、映画子役、劇場等子役、舞踊、抹茶運び、ゴルフキャディ、いか釣り手元、採掘

図9 労働時期別職種構成図

2) 就学時期外に働く者

(1) 就学時期に働く者



補助員等である。これらの職種は、その業態上、時間的に労働时期的に比較的修学にさし支えなく働くことができるもので、特に、新聞配達のように多数の者が就業している職種は代表的なものであり、我々が日常みかけるように、登校前や放課後の 30 分～数時間働くパートタイムの労働として最も年少者が学びつつ働き易い職種の一つとなつてゐる訳である。同様に、次に多い子役も比較的修学に影響少く、一定期間、一定時間、或は間けつ的に働きしかも、子役は児童でなければならないということ等の理由によるからであり、京都 (230 名)、東京 (203 名)、大阪、神奈川の各県に多くみられた。

(2) 就学時期外に働く者

総数 1,535 名中、最も多いのがりんご袋掛の 1,010 名 (65.8%) であり、新聞飲食店以外の物品販売店員 264 名 (17.2%)、新聞配達 (5.4%)、公務事務員 (2.8%)、通信事務員 (1.9%)、飲食店員 (1.5%)、物品販売雑役 (1.1%) その他となつてゐる。職種別にみて、就学時期外に働く者が就学時期に働く者より多いのは、りんご袋掛、林業雑役、通信事務員、公務事務員、飲食店給仕、同販売店員、新聞飲食店以外の物品販売店員、同雑役等である。

このように、就学時期外に働く者が多いとか、すべてが、就学時期外に働くという業種は主として、季節的、臨時的、或は休暇中のアルバイト的、*短期労働の性格をもつものが多い。

四 労働時期別労働時間

1 就学時期に働く者

労働基準法により、最低年令未満の児童の最大許容労働時間は 1 週 42 時間と規定されている。現在、中学校におけるおほよその修学時間は (各教科時間の合間の休憩時間等は除く)、平均週 24 時間程度であるから、これを許容労働時間 42 時間から差引くと就学時期中の正味許容労働時間の最大限は大体 18 時間となる。また、就学時期に働く者の最大労働日数を 1 週 6 日間とする (1 週 1 日の休日を原則とする) と、1 日仮りに 30 分働く者は 1 週間の総労働時間は 3 時間となる。そこで、学年により、時期により、修学時間に

多少の増減はあるが、便宜上、就学時間に働く者について、許容時間から修学時間を差引いたところの労働時間の区分を、①1週3時間迄の者、②1週3時間を越え18時間迄の者、③1週18時間を超える者の3段階に分け、就業労働時間の状況をみると次のようである。

8,075名中、1週3時間まで働く者、即ち、1週間の通算労働時間が比較的短時間である者が1,035名(12.8%)で、次におおむね許容時間の範囲とみられるもの即ち、1週3時間を越え18時間迄の者(1日平均30分～3時間程度の者)は87.0%の7,024名(就学時期中、就学時期外を合はせた総数の72.4%)であった。なお、1週18時間を超える者は14名(0.1%)、不明は2名であった。

1週3時間迄働く者のうち、最も多い職種は新聞配達であり、3時間を越え18時間迄の者においても同様である。続いては同区分とも映画演劇等の子役等サービス業に働く者である。これらの職種は前にも述べたように、いわゆる就学時期に働くことの出来る代表的な職種として現れており、且つ、就学時期中新聞配達に働く者の86.7%(新聞配達総数の85.7%)、就学時期中映画子役として働く者の86.8%、同じく劇場等の子役の59.1%が就学時期中1週3時間を越え18時間(1日平均30分以上3時間)のパートタイム的な労働に従事していることを示している。1週3時間迄の者という比較的労働時間の短い区分に属する新聞配達というのは、殆んどが12、3、4才で修学時間が長い者であり(1週25時間以上35、6時間程度)したがって労働には登校前或は放課後1日10分～30分、1週3時間の範囲に於て従事しているものであつて、年少者保護の観点から定められた許容時間の範囲内で働きうる当然の結果であるといえる。同じく、1週3時間迄のサービス業関係の業種は、その業態の特殊性から、出演の特定日、特定時間に1日1回～数回、1回5分～30分程度、1週3時間の範囲で働くものである。これと反対に1週18時間以上という相当の時間働くというのには、新聞配達に4名、劇場等子役に9名、モデルに1名あり、これは例えば1日3時間毎日働くというようなものである。

2 就学時期外に働く者

就学時期外に働く者とは前述のように学校のない日に働くものであり、従つて、事実上修学時間と無関係、或は修学時間の制約を受けることがないので、許容時間の範囲で働く場合、就学時期中に働く者に比べ、その労働時間が長くなるのは当然である。従つて、ここに現れた結果も、1,535名の大部分が1週6時間(1日平均1時間)以上働いている。就学時期外に働く者の区分を就学時期中に働く者同様、便宜上、①1週6時間迄の者、②1週6時間を越え42時間迄の者、③1週42時間を超える者の3区分に分け、その就業状況をみると次のようであつた。まず、1週6時間迄の者は最も少く57名(3.7%)で、1週6時間を越え42時間迄の者(平均1日1時間を越え7時間迄の者)は374名(24.4%)あり、最も多いのが1週42時間を超える者1,104名(71.9%)であつた。1週6時間迄働く者の殆んど(89.5%)は新聞配達であり、1週6時間を越え42時間迄の者の多い職種は、新聞飲食店以外の物品販売店員(198名)で、これに新聞配達や、飲食店員等を合はせると、この時間内に働く卸小売に従事するものは278名(74.3%)となる。その他続いては公務に働く者、運輸通信事務員等が主な職種であり、最後の区分の1週42時間を超えて働く者は1,104名あつて、最も多かつたが、うち、91.5%の1,010名は、りんご袋掛として働くところの北海道にあつた特殊なものである。

以上、就学時期外に働く者は主として、夏休みのような長期の休暇或は、農繁期休暇中(1週間位)、毎日継続的に許容時間一ぱいに働いている者が多いといえる。

丙 幼児の就労状況

学令に達しない幼児は、法により、映画または、演劇等の事業にのみ就業することができる。従つて調査結果に現れたものも、演劇子役 55 名、映画子役 29 名、歌手 2 名、舞踊、ダンス、フアツション・ショウモデル、各 1 名の 89 名で、殆んどが 4、5、6 才の幼児であつた。その労働条件の 2、3 の事例を次に掲げたので参考として頂きたい。なお、例外はあるとしても一般にその労働条件は、就学児童に比べ、1 回当りの労働時間、出演回数、労働期間等が幾分短かく、輕易のようである。

学令前の児童（幼児）の業務と労働条件の事例

性別	年 令	職 種	使 用 期 間	勞 働 時 間	賃 金
男	6	映 画 子 役	28.10.21~29.10.20	1 週 14 時間	1 日 120 円
女	5	"	"	"	" 100 円
男	3	"	28. 8.21~29. 8.20	"	" 100 円
"	6	演 劇 子 役	28. 3. 1~ 3.31	待期時間を含めて 1 日 7 時間	30,000 円
"	"	"	28.11. 5~ 11.30	1 日 20 分	3,500 円
"	"	"	28.12. 1~ 12.26	1 日 2 時間	3,000 円
女	"	"	28.11. 7~ 12.11	1 日 6 分	1 日 150 円
男	5	演 劇 子 役	28. 7.23~ 7.31	1 日 3 時間	5,000 円
女	"	"	28. 3. 2~ 3.11	" 10 分	3,000 円
"	"	"	28. 9. 1~ 9.30	" 20 分	4,000 円
"	"	"	28. 2.24~ 4. 5	" 12 分	交通費実費食事代支給
"	"	"	28. 4.10~ 4.26	正午から 10 分	1 日 100 円
男	4	"	28. 7. 2~ 7.26	午後 6 時~6.5 時	" 150 円
女	"	"	28. 5. 1~ 5.30	1 日 3 分	1,500 円
"	6	舞 踊	28. 4.29~ 5. 4	" 15 分	1 日 150 円
"	"	ダ ン ス	28. 3. 2~ 3.11	午後 5 時~6 時の間 10 分	3,000 円
"	5	歌 手	(1 カ月間)	1 日 3 回 30 分	1 日 500 円
"	6	フアツション・ ショウモデル	28. 3. 3~ 3. 8	1 日 10 分 (5 分づつ 2 回)	" 200 円

戊 賃 金

以上述べてきた各職種に働く就学児童或は学令前の幼児が如何程の賃金を受けて働いているのであるかをみると次のようなものであつた。但し、調査の基礎資料となつた証明書の上では、賃金については一応の参考事項として記入されているに止まり、賃金体系、控除額その他賃金の詳細は不明であるから、実際に年少者に支給される金額は把握できなかつた。従つてここにまとめたものは記入された事項からひろつた賃金の大きな結果である。

表10 図 労働時期別労働時間構成図

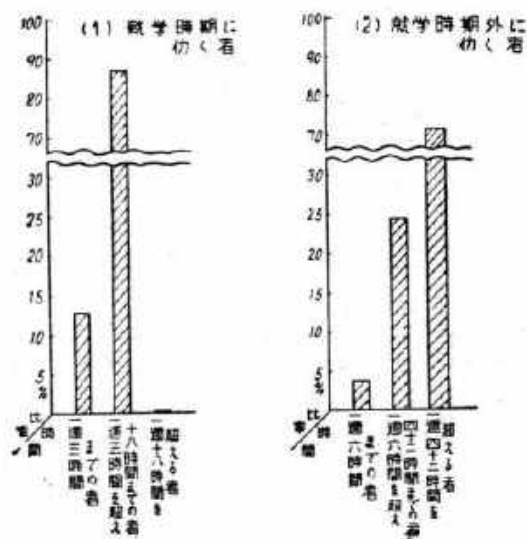


表11 図 労働時期別賃金
支払形態構成図

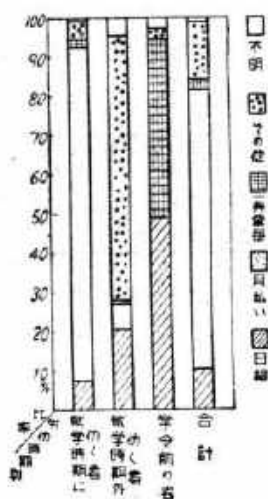
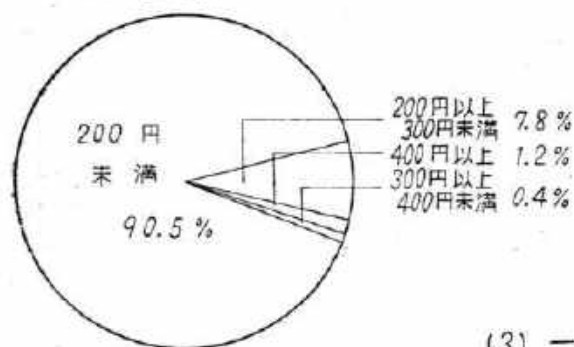
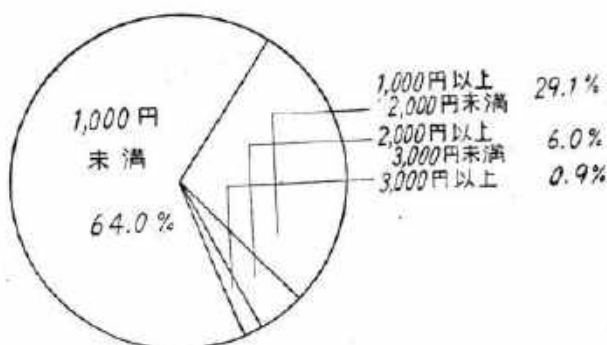


表12 図 賃金支払形態別
賃金額構成図

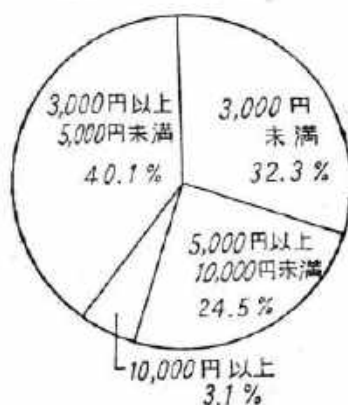
(1) 日給



(2) 月払い



(3) 一興業毎



(1) 賃金形態よりみた状況

まづ最も多いのが月払いのもの、即ち、いわゆる月給とよばれるもの、或は日給制ではあつても1ヶ月計算で支払れる日給制月給のもので、9,699名中71.6%の6,945名を占めている。これは職種中、最も人数の多い新聞配達の子役等がこの形態をとる為であり、続いてはいわゆる日給の10.1%、一興業毎の2.0%(例えば映画演劇子役等が一定期間の出演或は一興業毎に幾らと契約する形態)である。更に以上の分類に含まれないその他の形態のものが15.5%、不明が0.8%であつた。これを労働時期別にみると、就学時期中に働く者では、月払いによる比率が更に高く84.8%で、逆に日給等その他の形態の比率はやや低くなつてゐる。就学時期外に働く者ではその他の形態即ち後に述べるように個々の特殊な形態で支払れてゐる者が最も多く(67.6%)、続いては日給の20.5%である。このことは、就学時期外に働く者は臨時的、或は特殊な季節的労働であるということから、期間的には休暇中相当期日働くものが多いにも拘らず、その賃金は比較的に不安定な形態におかれてゐるといえる。学令に達しない者ではサービス業関係に働く者が多いので一興業毎及び日給形態によるものが夫々ほぼ50%を占めてゐる。

(2) 賃金額より見た状況

賃金額よりこれをみると、月払いをうける者の64.0%(4,445名)が1,000円未満の収入であり、続いて多い1,000円以上2,000円未満の者を合はせると、いわゆる最低年令未満で働く者の70%弱が月2,000円に満たない収入を得る為に働いてゐる。これは、さきに婦人少年局で調査した新聞配達に働く者の調査にもみられたように、義務教育期間中にあるに拘わらず彼等が働かざるを得ないということは、家庭の貧困或は学資の不足を補う為という切実な経済的要求の現れであるといふことがいえる。このことは日給を受けるものについてもみられ、日給者984名中90.5%が200円未満で働いてゐるものである。

なお、月払い或は日給のものの中には、純然たる固定給のもの他に、新聞配達にみられるように固定給と歩合給の混合されたものや、地域手当、休日手当、集金奨励金等の特殊な賃金に加算されるものもあるようであるから、児童の賃金は業態により、月々や日により多少の増減があると思われる。また、日給200円未満の者の中には、就学時期中日給20円で牛乳配達をしているもの、50円で納豆売りをしているもの等がみられた。次に、映画演劇等の子役の一興業毎というのでは、3,000円以上5,000円未満が77名(40.1%)、3,000円未満62名(32.3%)、5,000円以上10,000円未満47名(24.5%)で、これらの職種は他に比べ短期間の就労で比較的にまとまつた額の賃金を支払われるもようであり、特に名優の子役では一回の興業で数万という高額な謝礼金を受取るのがみられた。

その他の形態に属するものとしては1,500名あつたが、これは、100枚につき7円のりんご袋掛、1部につき8円〜40円の新聞配達、1件につき25円の電報配達、収量の7〜7.5割のいか釣り手元、1時間当たり26円の電話交換手、売上高の1〜3割の販売店員、1本3.5円のアイスクリーム売り、1パウンド80円のゴルフキャディ等、主として請負制、歩合制のものが多くみられた。然し、なかには、サービス業関係の職種で、晴れの舞台をふませるといふ恩恵の意味合いから、交通費、食事代、謝礼金等の名目で僅かに実費のみ支給するというのや、全くの報酬なしというのがみられた。

以上述べたのは法により届出をして許可をうけ働いた者の状況であるが、実際には未だ多くの年少者や彼等を雇う使用者が、発育途上にある年少労働者の健康と福祉を守る観点から定められたこの制度について知らずに働き、また使つてゐる実状がみられることは前にも述べたとおりである。特に都市に比べ郡部に多い

ようであり、更には、許可手続きの必要なことを知りながら、手続きが繁雑であるとか、臨時的短期的であるとか、届出によつて就業が制限禁止されるから等、種々の思惑、怠り、無関心等の理由によつて許可なく働き、そのため、かえつて危険有害、低賃金の劣悪な労働環境下で働いたり、思わぬ傷害死亡事件等をひきおこしたこともあり、また監督官の是正勧告にもかかわらず危険な生産工場に児童を引続き使用し、遂に送致処罰された使用者もある。この許可申請は、比較的届出の励行されているとみられる新聞配達においてすら不十分であつて、更には、新聞販売店と直接雇用の関係なく、大人の地区請負人から依頼された形態で働いているものや、水産加工、漁業作業、農林作業、手工業等に親兄弟の手伝いの名目で、雇用関係が曖昧なまま、半家族労働的、家内工業的形態で働くものがある等、多くの解決すべき問題を持つてをり、現在、しばしば問題となる長欠児童の問題とも密接な関連がある。

これに対し、労働省関係機関としては、法の趣旨徹底の各種啓蒙活動、届出励行の爲の指導活動、事業場の監督臨検、適職への配置転換等その解決に当つているのであるが、今後とも、労使、関係官庁は勿論のこと、社会一般の理解と協力によりこの保護制度の運用を更に推進徹底させたいと願うものである。

(四) 最低年令以下で働く地方的特殊事情

最後に新聞配達、卸売小売店の店員等はどこの県や地方にもみられる一般的職種であるが、この報告にもあつた北海道のいか釣り、東北地方のりんご袋掛、瀬戸内海沿岸地方の採鹹補助員のように、地域的な特殊事情に基いて、最低年令以下の児童で就業しているものにつきこの調査を機会に不十分ではあるが、多少の資料調査をしたので、その許可の有無にかかはらず一応かけ参考とする。

なお、既に、就業制限又は禁止されたものもあり、また、この中の許可なく働いているものが直ちに法適用の対象になるとはいふ難く、前にも述べたように、その労働形態に於て、複雑、不明確な点が多々みられるので、今後の専門的な実態調査により、この点を明かにしてゆきたいと思つてゐる。

最低年令未満で働く地域的特殊事情

県 名	職 種	就業人員	労働時期	地 域 名	業 務 内 容 そ の 他
北海道	いか釣り	地区の働ける児童は殆んど従事	毎年7月上旬より2月間	道南漁村	不況の漁村においては、2カ月間のいか釣り期間に年間の生活費をかけている為家族総動員の形で就労する。昭和26年、基準局では調査により一応いか釣り出漁を不適当と認め禁止したが、現在の就業状況については実情を調査中。
	りんご袋掛	1,000 名以上	袋掛の時期	余市地方	主産地たるこの地方では、りんご袋掛のため、農繁休暇があり（一週間）全員許可をうけて働いているが、他地方については明らかでない。
	レンガ作業	不 明	冬 期 以 外	野幌地区	全道のレンガ生産の9割を占める野幌地区では、冬季は休業のため、春先までの生活資金は失業保険で賄っている。この為、出来高を上げるのに児童を長欠させて雑役につかせていたのが問題となり、町役場、学校、基準局等の協力により是正され、就業者がなくなつた。
	薯蕷作業	不 明	薯蕷時期	北見、美瑛地方	漁村地区の人々が家族全員で労務者として季節的な仕事を求め移動して来るもので、児童も能率をあげる為共に従事しているとのことである。
青 森	子守、雑用	不 明	りんご袋掛の時	りんご産地	りんご袋掛の多忙期に子守や使走り等に働く者であるが継続的ではない、りんご袋掛自体には余り就業していない。
	いか釣り手元	不 明	不 明	下北地方他	いか釣りに必要な道具の持ち運びや、いか製造漁夫の走り使い等の仕事をするもので、下北地方では許可をうけて働いているが許可なく就業しているのもみられる。
秋 田	りんご袋掛 あわびとり	約 40 名 位 約 30 名 位	毎季毎約1ヶ月間位 夏 期	横手市 麻角郡附近 男鹿半島北部	毎年行われる証明書の発行はない。 りんご袋掛とともに家族労働が多い作業で、短期間に行われ、各人の作業日数、就業人員等も把握し難い。
福 井	助衆蟹加工	約 200 名	3月上旬～ 7月上旬	丹生郡越前村	同村に行われる水産加工作業で、近年水産業界の不振により顔死の状態であり、漁業のみによつて生活する同村としては高く生計

	ラツキョウ 切り作業	約 700 名位	6 月～8 月	坂井郡三国町	を維持しうる唯一の産業である。故に全家族が等しくこれに従事し生活の道をたてているが、その作業は午後4時頃より陸上揚魚の運搬と背わりを行うもので、鮮度をまし、高価に仕上げる為には1分でも早く処理を必要とするという時間を争う作業である。賃金は出来高払いで、およそ一時季修学児童で最高12,000円、最低5,000円位、学校当局、教育委員会では作業時間の延長防止を勧告、指導している、証明書発行なし。 同町は花ラツキョウの生産地で、ラツキョウ切りは毎年、女、子供の年間の最も良い副業であり、作業はラツキョウ工場又は家庭内で行い、賃金は一貫目20円の請負制となつている。証明書の発行なく、小中学生がほぼ同数づつ就労している。
兵庫	採鯿補助員 かえ	63 名	常 時	印南郡三町村	就業人員は29.1.1～29.7.10迄の間に許可をうけた件数である。
愛媛	四ツ張網漁業	不 明	夏期又は農繁期の学校休業時	八幡浜地方	漁業が盛んな為、左記期間を利用して従事する。
	花鰯製造	不 明	不 明	松山地方	煮干の頭取り作業で、児童との間には雇用関係なく、父兄の内職の援助的なものが多い
香川	採鯿 夫き	不 明	夏 漁 期	西讃地区	同地方の塩田地帯では、許可をうけているもののみでも70名をこえるが夏期の就学時間外に、使用許可を受けぬまま従事するものかなりある模様であり、之等の児童は全く自由にまかせている為1日のみにて止める者もあり、年令、級数等も詳細には判明し難い。
	新聞立売り	不 明	常 時	県 内	終に地域的とはいえないが、昭和26年から27年にかけて、地方紙が夕刊を発行するようになってからできたもので、なかには学令前の幼児もあり、拒売り、盛り場の売歩き等問題が多く不良化の点からも問題となつたが、県条例の施行によりその数は著しく減少す。
徳島	鰯の冷凍加工補助員	3、4 名位	夏 期	津田地区	6、7月を最盛期として同地方に行われるもので、加工作業の補助作業（皮むき）に親の手伝いの形で就労するもの。

蒲鉾製造雑役	不	明	夏	期	津田地区	漁師町の津田地区で夏休みを利用して雑役程度の仕事に従事するもの。
足袋の レンタル貼り	不	明	夏	期	撫養町	町内の某工場において、新制中学生徒が夏休みアルバイトの形で就業したが監督署の戒告によりその後はみられない。他町の同業者にもその事実とは認められない。
採鮭作業	不	明	夏	期	鳴門市 海岸地方	同地方海岸近くの植田には、約2,000名位(家族従事者を含む)の労働者が従事しているが、満15才未満の者は認められない。
林業雑役	不	明	常	時	県内林業地区	父兄の手伝いとして薪材、木炭搬出の作業を余暇を利用して行いもの。
利手 傘製造	不	明	常	時	郡山町地方	家内工業的作業として行われる関係上、父兄の手伝いとして従事するのがみられる。
荷手 缶詰詰い	不	明	不	明	富岡地方	先般、季節的時期に従事しているのが発覚し、使用を禁止した。

附 表

第一表 府県別、性別、年令別年少労働者数

使用許可・昭和28年1月～12月

都道府県名	性別	年令別	男							女							合 計	備 考
			満6才 未	満6才 ～11才	満12才	満13才	満14才	年令 不明	小計	満6才 未	満6才 ～11才	満12才	満13才	満14才	年令 不明	小計		
1 北海道	道		—	1	131	183	158	33	506	—	1	133	194	166	32	526	1,032	
2 青森県	森		—	—	31	83	102	—	216	—	—	—	1	3	—	4	220	
3 岩手県	手		—	—	6	23	56	—	85	—	—	—	1	6	—	7	92	
4 宮城県	城		—	—	7	18	38	—	63	—	—	—	1	1	—	2	69	
5 秋田県	田		—	—	—	25	48	—	73	—	—	—	2	4	—	6	79	
6 山形県	形		—	4	10	8	5	—	27	—	—	—	—	—	—	—	27	
7 福島県	島		—	—	67	169	162	—	398	—	—	—	2	—	—	2	400	
8 茨城県	城		—	1	32	46	53	—	132	—	—	3	—	3	—	6	138	
9 栃木県	木		—	—	27	44	85	—	156	—	—	—	—	33	—	33	189	
10 群馬県	馬		—	—	34	76	115	—	225	—	—	—	—	2	—	2	227	
11 埼玉県	玉		—	1	4	35	48	—	88	—	1	—	—	1	—	2	90	
12 千葉県	葉		—	8	43	125	133	—	309	—	3	4	9	52	—	68	377	
13 東京都	京		13	66	46	125	271	—	521	43	64	4	2	10	—	123	644	
14 神奈川県	川		1	4	14	65	162	—	245	1	1	2	3	1	—	8	254	
15 新潟県	潟		—	1	7	15	49	—	72	—	—	—	2	53	—	55	127	
16 富山県	山		—	—	37	33	11	—	81	—	—	2	—	—	—	2	83	
17 石川県	川		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4	—	6	6	
18 福井県	井		—	—	2	2	2	—	6	—	—	—	—	—	—	—	6	
19 山梨県	梨		—	—	9	37	30	—	76	—	—	—	—	1	—	1	77	
20 長野県	野		—	1	23	66	64	—	154	—	5	1	1	—	—	7	161	
21 岐阜県	阜		—	—	56	122	155	—	333	—	—	1	9	9	—	19	352	
22 静岡県	岡		—	2	30	118	123	—	273	—	1	2	4	5	—	12	285	
23 愛知県	知		—	3	75	170	130	—	378	—	—	14	26	9	—	49	427	
24 三重県	重		—	—	34	90	134	—	258	—	—	4	15	19	—	38	296	
25 滋賀県	賀		—	—	14	17	37	—	68	—	—	—	—	—	—	—	68	
26 京都府	都		15	37	24	130	497	—	703	7	119	28	34	69	—	257	960	
27 大阪府	阪		2	17	15	63	71	—	168	1	27	1	2	1	—	32	200	
28 兵庫県	庫		—	41	149	186	87	—	463	—	2	8	23	5	—	38	501	
29 奈良県	良		—	—	6	18	61	—	85	—	—	—	3	30	—	33	118	
30 和歌山県	歌		—	—	62	61	50	—	173	—	—	3	2	2	—	7	180	
31 鳥取県	取		—	—	12	19	25	—	56	—	—	—	6	4	—	10	66	該当なし
32 島根県	根		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
33 岡山県	山		—	5	25	50	46	—	126	—	—	2	3	2	—	7	133	
34 広島県	島		—	—	90	175	167	—	432	—	—	6	9	16	—	31	463	
35 山口県	口		—	56	111	89	21	—	277	—	2	7	5	1	—	15	292	
36 徳島県	島		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	3	—	5	5	
37 香川県	川		—	14	26	24	4	—	68	—	1	1	5	2	—	9	77	
38 愛媛県	媛		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
39 高知県	知		—	—	8	14	12	—	34	—	—	—	1	1	—	2	36	
40 福岡県	岡		—	2	34	137	124	—	297	—	—	—	2	1	—	3	300	
41 佐賀県	賀		—	—	21	35	47	—	103	—	—	7	8	16	—	31	134	
42 長門県	崎		—	1	11	22	9	—	43	—	—	—	—	1	—	1	44	
43 大分県	本		—	—	4	23	14	—	41	—	—	—	—	2	—	2	43	
44 宮崎県	崎		—	—	47	98	109	—	254	—	—	1	1	2	—	4	258	
45 鹿児島県	崎		—	—	—	1	13	—	14	—	—	—	—	2	—	2	16	
46 沖縄県	島		—	—	21	49	50	—	120	—	—	6	10	15	—	31	151	
合 計			31	265	1,405	2,889	3,578	338	201	52	227	240	390	557	321	498	9,699	

第二表 最低年令未

I 事業と職種	(1) 事業の種類	合 計			その他の小売業（新聞卸小売のみ）								
	(2) 児童の職種				新聞配達			荷造り			新聞取出し		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
II 合計（年令別）	計	9,699	8,201	1,498	7,256	6,945	311	1	1	-	2	-	2
	(1) 満 6 才 未 満	83	31	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 満 6 才 ~ 満 11 才	492	265	227	123	118	5	-	-	-	-	-	-
	(3) 満 12 才	1,645	1,405	240	1,229	1,163	66	1	1	-	-	-	-
	(4) 満 13 才	3,279	2,889	390	2,632	2,517	115	-	-	-	1	-	1
	(5) 満 14 才	4,135	3,578	557	3,272	3,147	125	-	-	-	1	-	1
	(6) 年 令 不 詳	65	33	32	-	-	-	-	-	-	-	-	-
III 就に 学働 時く 期者	小 計	8,075			7,173			1			2		
	(1) 1 週 3 時間までの者	1,035			947			-			2		
	(2) 1週3時間を超え18時間までの者	7,024			6,221			1			-		
	(3) 1 週 18 時間を超える者	14			4			-			-		
	(4) 不 明	2			1			-			-		
IV 就に 学働 時く 期者 外	小 計	1,535			83			-			-		
	(1) 1 週 6 時間までの者	57			51			-			-		
	(2) 1週6時間を超え42時間までの者	374			32			-			-		
	(3) 1 週 42 時間を超える者	1,104			-			-			-		
V	学 令 に 達 し な い 者	89			-			-			-		

I 事業と職種	(1) 事業の種類	食 店						映 画 業			映		
	(2) 児童の職種	結 仕			雑 役（掃除 皿 洗 い）			子 役			子 役		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
II 合計（年令別）	計	10	-	10	2	-	2	217	105	112	269	119	170
	(1) 満 6 才 未 満	-	-	-	-	-	-	21	15	6	57	15	42
	(2) 満 6 才 ~ 満 11 才	-	-	-	-	-	-	93	36	57	184	80	104
	(3) 満 12 才	-	-	-	-	-	-	24	12	12	14	6	8
	(4) 満 13 才	-	-	-	1	-	1	34	19	15	11	6	5
	(5) 満 14 才	10	-	10	1	-	1	45	23	22	23	12	11
	(6) 年 令 不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
III 就に 学働 時く 期者	小 計	-			-			188			220		
	(1) 1 週 3 時間までの者	-			-			-			81		
	(2) 1週3時間を超え18時間までの者	-			-			188			130		
	(3) 1 週 18 時間を超える者	-			-			-			9		
	(4) 不 明	-			-			-			-		
IV 就に 学働 時く 期者 外	小 計	10			2			-			14		
	(1) 1 週 6 時間までの者	-			-			-			3		
	(2) 1週6時間を超え18時間までの者	-			2			-			11		
	(3) 1 週 42 時間を超える者	10			-			-			-		
V	学 令 に 達 し な い 者	-			-			29			55		

端の児童の就労一覧

新聞、飲食店以外の物品卸売及び小売															飲		
店員・販売員 (売り)			事務員 (事務見習)			配達員			牛乳配達			雑役			販売員(店員)		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
271	117	154	7	1	6	6	6	-	17	17	-	17	7	10	25	17	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	4	4	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	3	3	-
48	23	25	-	-	-	1	1	-	3	3	-	-	-	-	10	10	-
215	90	125	7	1	6	5	5	-	12	12	-	17	7	7	12	4	8
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7			3			1			16			-			2		
-			-			-			-			-			-		
7			3			1			16			-			2		
-			-			-			-			-			-		
-			-			-			-			-			-		
264			4			5			1			17			23		
-			-			-			-			-			-		
198			4			5			1			13			23		
66			-			-			-			4			-		
-			-			-			-			-			-		

画以外の興業製菓劇場及び附随事業																	
歌			舞			ダンス			抹茶運び			ゴルフキャディ			貸ボート場雑役		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
7	4	3	57	-	57	1	-	1	58	-	58	71	65	6	4	4	-
2	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	3	1	22	-	22	1	-	1	32	-	32	7	7	0	-	-	-
-	-	-	10	-	10	-	-	-	5	-	5	8	8	0	-	-	-
1	-	1	7	-	7	-	-	-	7	-	7	42	36	6	-	-	-
-	-	-	16	-	16	-	-	-	14	-	14	14	14	0	4	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5			56			-			58			71			-		
2			-			-			-			-			-		
3			56			-			58			71			-		
-			-			-			-			-			-		
-			-			-			-			-			-		
-			-			-			-			-			-		
-			-			-			-			-			4		
-			-			-			-			-			-		
-			-			-			-			-			4		
-			-			-			-			-			-		
2			1			1			-			-			-		

事業と職種	(1) 事業の種類	対個人サービス業			対事業所サービス業			他に分類されないサービス業			非営利団体		
	(2) 児童の職種	クリーニング店配達員			広告取付及び配達			ファッションショウモデル			商工会議所雑役		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
Ⅱ	計	1	1	-	1	1	-	5	1	4	2	-	2
合計 (年令別)	(1) 満6才未満	-	-	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-
	(2) 満6才～満11才	-	-	-	-	-	-	4	1	3	-	-	-
	(3) 満12才	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) 満13才	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(5) 満14才	1	1	-	1	1	-	-	-	-	2	-	2
	(6) 年令不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅲ	小計	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-
就に 学働 時 く 期者	(1) 1週3時間までの者	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-
	(2) 1週3時間を超え18時間までの者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 1週18時間を超える者	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
	(4) 不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅳ	小計	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
就に 学働 時 く 期者 外	(1) 1週6時間までの者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 1週6時間を超え42時間までの者	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-
	(3) 1週42時間を超える者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Ⅴ	学令に達しない者	-	0	-	-	0	-	-	1	-	-	0	-

事業と 職種	I 事業の種類		業 信											
	(2) 児童の職種		郵便物取集			電報配達			電話交換見習			居住年月札取付 (地上3米)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
II 合計(年令別)	計		2	2	-	1	1	-	3	-	3	3	3	-
	(1) 満 6 才 未 満		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 満 6 才 ~ 満 11 才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 満 12 才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4) 満 13 才		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
	(5) 満 14 才		2	2	-	1	1	-	3	-	3	2	2	-
	(6) 年 令 不 詳		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
III 就学 勤時 く期者	小 計		-			-			3			1		
	(1) 1 週 3 時間までの者		-			-			-			-		
	(2) 1週3時間を超え18時間までの者		-			-			3			-		
	(3) 1 週 18 時間を超える者		-			-			-			-		
	(4) 不 明		-			-			-			-		
IV 就学 勤時 く期者 外	小 計		2			1			-			3		
	(1) 1 週 6 時間までの者		-			1			-			-		
	(2) 1週6時間を超え42時間までの者		2			-			-			3		
	(3) 1 週 42 時間を超える者		-			-			-			-		
V 学 令 に 達 し な い 者			-			-			-			-		

第三表 産業別、職種別、男女別、年少労働者数

産業分類	職別	人数		比率(A)		比率(B)		備考
		計	男女	計	男女	計	男女	
知所及び小売業	その他の小売業 (新聞配達を除く)	7,256	6,945	74.8	84.7	100.0	95.7	4.3
	新聞配達	1	1	—	—	—	—	—
	新聞取出し	2	0	—	—	—	—	—
	(小計)	7,259	6,946	74.8	84.7	100.0	95.7	4.3
	飲食店	25	17	0.3	0.2	100.0	68.0	32.0
新聞、飲食店以外 の物品卸売及び小 売	販売員、店員	10	0	0.1	—	100.0	0	100.0
	給仕	2	0	—	—	—	—	—
	雑役	37	17	0.4	0.2	100.0	45.9	54.1
	(小計)	271	117	2.8	1.4	100.0	43.2	56.8
	店員、販売員	7	1	—	—	—	—	—
サービス業	配達・員	6	6	—	—	—	—	—
	牛乳配達	17	17	0.2	0.2	100.0	100.0	—
	雑役	17	7	0.2	—	100.0	41.2	58.8
	(小計)	318	148	3.3	1.8	100.0	46.5	53.5
	(計)	7,614	7,111	78.5	86.7	100.0	93.4	6.6
サービス業	映画業	217	105	2.2	1.3	100.0	48.4	51.6
	役	209	119	3.0	1.5	100.0	41.2	58.8
	子役	7	4	—	—	—	—	—
	歌手	57	0	0.6	—	100.0	—	100.0
	舞踏	1	0	—	—	—	—	—
映画以外の興業娯 楽、娯楽及び附随 事業	ダンス	58	0	0.6	—	100.0	—	100.0
	抹茶運び	71	65	0.7	0.8	100.0	91.5	8.5
	ゴルフキヤデ	4	4	—	—	—	—	—
	(貸ボート場) 雑役	487	192	5.0	2.3	100.0	39.4	60.6
	(小計)	1	1	—	—	—	—	—
対個人サービス業	(クリーニング店) 配達員	1	0	—	—	—	—	—
	対事業所サービス	1	1	—	—	—	—	—
	広告取付及び配達	—	—	—	—	—	—	—
	業務	—	—	—	—	—	—	—
	業務	—	—	—	—	—	—	—

合計実数10人未満の比率省略

掃除、血洗い等

○繊維、衣服及び身体用品小売業(洋服、呉服、靴、履、靴、靴、その他の衣料品小売業各店)

○各種商品小売業(生鮮食品)

○飲食料品小売業(菓子、食品、生果、鮮魚海産物、米、麦、水各店)

○路上運搬小売業(自転車店)

○その他の小売業(玩具、書籍、雑誌、文具、花物、玩具、玩具、玩具各店)

映画製作

業種	他に分類されない 専門サービス業	フアッションショウ モデル	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-
非営利の団体		(商工会蔵所)雑役	2	0	2	-	-	-	-	-	-	-
教育		(学校)給仕	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-
(計)			714	301	413	7.4	3.7	27.6	100.0	42.2	57.8	
農業	商品生産農業	農耕、畑除草 り んご袋掛	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-
		(小計)	1,010	485	525	10.4	5.9	35.0	100.0	48.0	52.0	
			1,012	487	525	10.4	5.9	35.0	100.0	48.1	51.9	
漁業及び水産養殖業	漁業	手元	97	97	0	1.0	1.2	-	100.0	100.0	-	いか釣り 陸上手伝
林業及び狩猟業	林業	雑役	8	4	4	-	-	-	100.0	50.0	50.0	造林地の手入れ
運輸通信及びその他の公益事業	信業	事務員(事務見習) 郵便物収集 電報配達 電話交換見習 往柱年月札取付	29	23	6	0.3	0.3	-	100.0	79.3	20.7	
		(小計)	38	29	9	0.4	0.4	-	100.0	76.3	23.7	地上3米
公務	国家、地方事務	事務員	43	13	30	0.4	0.2	2.0	100.0	30.2	69.8	
製造業	塩製造業	採鹹補助員	164	152	12	1.7	1.9	0.8	100.0	92.7	7.3	
	食料品製造業	販売見習	6	5	1	-	-	-	-	-	-	
		(小計)	7	5	2	-	-	-	100.0	71.4	28.6	
	木材及び木製品製造業	雑役	1	1	0	-	-	-	-	-	-	
	機械製造業	雑役	1	1	0	-	-	-	-	-	-	
(計)			173	159	14	1.8	1.9	0.9	100.0	91.9	8.1	
総計			9,699	8,201	1,498	100.0	100.0	100.0	100.0	84.6	15.0	

第四表 産業別、職種別、年齢別、

産業分類		職 種	人 数						
大分類	中分類		計	(1) 満6才 未 満	(2) 満6才～ 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 年齢不詳
卸売及び 小売業	その他の小売業 (新聞卸小売の み)	新聞配達 荷造り	7,256	—	123	1,229	2,632	3,272	—
		新聞取出し	1	—	—	1	—	—	—
		新聞取出し	2	—	—	—	1	1	—
		(小 計)	7,259	—	123	1,230	2,633	3,273	—
	飲食店	販売員、店員	25	—	—	3	10	12	—
		給仕	10	—	—	—	—	10	—
		雑役	2	—	—	—	1	1	—
		(小 計)	37	—	—	3	11	23	—
	新聞、飲食店以 外の物品卸売及 び小売	店員、販売員	271	—	—	8	48	215	—
		事務員	7	—	—	—	—	7	—
		配達員	6	—	—	—	1	5	—
		牛乳配達	17	—	—	2	3	12	—
		雑役	17	—	—	—	—	17	—
		(小 計)	318	—	—	10	52	256	—
	(計)		7,614	—	123	1,243	2,696	3,552	—
サービス業	映画業	子 役	217	21	93	24	34	45	—
	映画以外の興業 娯楽劇場及び附 随事業	子 役	289	57	184	14	11	23	—
		歌 手	7	2	4	—	1	—	—
		舞 踊	57	2	22	10	7	16	—
		ダン ス	1	—	1	—	—	—	—
		抹茶運び	58	—	32	5	7	14	—
		ゴルフキャディ	71	—	7	8	—	14	—
		貸ボート場雑役	4	—	—	—	—	4	—
		(小 計)	487	61	250	37	68	71	—
	対個人サービス 業	クリーニング店配 達員	1	—	—	—	—	1	—
	対事業所サービ ス業	広告取付及び配 達	1	—	—	—	—	1	—
	他に分類されな い専門サービス 業	フアツション ショウモデル	5	1	4	—	—	—	—
	非営利的団体	商工会議所雑役	2	—	—	—	—	2	—
	教 育	学 校 給 仕	1	—	—	—	1	—	—
	(計)		714	83	347	61	103	120	—
農 業	商品生産農業	農耕、畑除草	2	—	—	1	1	—	—
		りんご袋掛	1,010	—	2	261	365	317	65
		(小 計)	1,012	—	2	262	366	317	65

年少労働者数

比 率 (A)							比 率 (B)							備 考
年 令							年 令							
計	(1) 満6才 未	(2) 満6才 ～ 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 年 令 不 詳	計	(1) 満6才 未	(2) 満6才 ～ 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 年 令 不 詳	
74.8	—	25.0	74.7	80.3	79.1	—	100.0	—	1.7	16.9	36.3	45.1	合計実数10人 未満の比率省 略	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
74.8	—	25.0	74.8	80.3	79.2	—	100.0	—	1.7	16.9	36.3	45.1	—	
0.3	—	—	—	0.3	0.3	—	100.0	—	—	12.0	40.0	48.0	—	
0.1	—	—	—	—	0.2	—	100.0	—	—	—	—	100.0	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.4	—	—	—	0.3	0.6	—	100.0	—	—	8.1	29.7	62.2	—	
2.8	—	—	—	1.5	5.2	—	100.0	—	—	3.0	17.7	79.3	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.2	—	—	—	—	0.3	—	100.0	—	—	11.8	17.6	70.6	—	
0.2	—	—	—	—	0.4	—	100.0	—	—	—	—	100.0	—	
3.3	—	—	0.6	1.6	6.2	—	100.0	—	—	3.1	16.4	80.5	—	
78.5	—	25.0	75.6	82.2	85.9	—	100.0	—	1.6	16.3	35.4	46.7	—	
2.2	25.3	18.9	1.5	1.0	1.1	—	100.0	9.7	42.0	11.1	15.7	20.7	—	
3.0	68.7	37.4	0.9	0.3	0.6	—	100.0	19.7	63.7	4.8	3.8	8.0	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.6	—	4.5	0.6	—	0.4	—	100.0	3.5	38.6	17.5	12.3	28.1	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.6	—	6.5	—	—	0.3	—	100.0	—	55.2	8.6	12.1	24.1	—	
0.7	—	—	—	1.3	0.3	—	100.0	—	9.9	11.3	59.2	19.7	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5.0	73.4	50.6	2.2	2.1	1.7	—	100.0	12.5	51.3	7.6	14.0	14.6	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7.4	100.0	70.2	3.7	3.1	2.9	—	100.0	11.6	48.6	8.5	14.6	16.8	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10.4	—	—	15.9	11.1	7.7	100.0	100.0	—	0.2	25.8	36.1	31.4	6.4	
10.4	—	—	15.9	11.2	7.7	100.0	100.0	—	0.2	25.9	36.1	31.3	6.4	

第四表 産業別職種別

産業分類		職 種	人 数						
大 分 類	中 分 類		計	(1) 満6才 未 満	(2) 満6才~ 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 平均不詳
漁 業	漁 業	手 元	97	-	-	19	37	41	-
林 業	林 業	雑 役	8	-	-	-	6	2	-
運輸通信業	通 信 業	事務員、同見習	29	-	-	2	6	21	-
		郵便物取扱	2	-	-	-	-	2	-
		電 報 配 送	1	-	-	-	-	1	-
		電話交換見習	3	-	-	-	-	3	-
		建柱年月札取付	3	-	-	-	1	2	-
		(小 計)	38	-	-	2	7	29	-
公 務	国家、地方事務	事 務 員	43	-	-	-	2	41	-
製 造 業	植 製 造 業	採 掘 補 助 員	164	-	20	57	57	30	-
	食料品製造業	販 売 員	6	-	-	1	3	2	-
		事 務 見 習	1	-	-	-	-	1	-
		(小 計)	7	-	-	1	3	3	-
	木材及び木製品製造業	雑 役	1	-	-	-	1	-	-
	機 械 製 造 業	雑 役	1	-	-	-	-	1	-
(計)			173	-	20	58	61	34	65
總 計			9,699	83	492	1,645	3,279	4,135	65

年令別、年少労働者数（つづき）

比 率 (A)							比 率 (B)							備 考
年 令							年 令							
計	(1) 満6才 未	(2) 満6才 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 年 令 不 詳	計	(1) 満6才 未	(2) 満6才 満11才	(3) 満12才	(4) 満13才	(5) 満14才	(6) 年 令 不 詳	
1.0	-	-	1.2	1.1	1.0	-	100.0	-	-	19.6	38.1	42.3	-	
-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	75.0	25.0	-	
0.3	-	-	-	-	0.5	-	100.0	-	-	6.9	20.7	72.4	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0.4	-	-	-	-	0.7	-	100.0	-	-	5.3	18.4	76.3	-	
0.4	-	-	-	-	1.0	-	100.0	-	-	-	4.7	95.3	-	
1.7	-	4.1	3.5	1.7	0.7	-	100.0	-	12.2	34.8	34.8	18.3	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1.8	-	4.1	3.5	1.9	0.8	-	100.0	-	11.6	33.5	35.3	19.7	-	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.8	5.1	17.0	33.8	42.6	0.7	

第五表 産業別、職種別、労働時期別、労働時間別年少労働者数

産業分類		職 種	合 計	就 業 時 期				就 学 時 期 外				学 令 前	
大分類	中分類			小計	(1) 1 週 3 時間ま での者	(2) 1 週 3 時間～ 18 時間 までの者	(3) 1 週 18 時間を 超える者	不 明	小計	(1) 1 週 6 時間ま での者	(2) 1 週 6 時間～ 18 時間 までの者		(3) 1 週 18 時間を 超える者
卸 売 及 び 小 売 業	その他の 小売業 (新聞卸 小売のみ)	新聞配達	7,256	7,173	947	6,221	4	1	83	51	32	-	-
		荷造り	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
		新聞取出し	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		(小 計)	7,259	7,176	949	6,222	4	1	83	51	32	-	-
	飲食店	販売員、店員	25	2	-	2	-	-	23	-	23	-	-
		結 仕	10	-	-	-	-	-	10	-	-	10	-
		雑 役	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-
		(小 計)	37	2	-	2	-	-	35	-	25	10	-
	新聞、飲 食店以外 の物品卸 売及び小 売	店員、販売員	271	7	-	7	-	-	264	-	198	66	-
		事 務 員	7	3	-	3	-	-	4	-	4	-	-
		配 達 員	6	1	-	1	-	-	5	-	5	-	-
		牛乳配達	17	16	-	16	-	-	1	-	1	-	-
		雑 役	17	-	-	-	-	-	17	-	13	4	-
		(小 計)	318	27	-	27	-	-	291	-	221	70	-
	(計)		7,614	7,205	949	6,251	4	1	409	51	278	80	-
サ ー ビ ス 業	映画業 以外の興業娯 楽劇場及び附随事 業	子 役	217	188	-	188	-	-	-	-	-	-	29
		子 役	289	220	81	130	9	-	14	3	11	-	55
		歌 手	7	5	2	3	-	-	-	-	-	-	2
		舞 踊	57	56	-	56	-	-	-	-	-	-	1
		ダンス	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		抹茶運び	58	58	-	58	-	-	-	-	-	-	-
		ゴルフ	71	71	-	71	-	-	-	-	-	-	-
		キャディ	4	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-
		貸ボート場 雑役	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(小 計)	487	410	83	318	9	-	18	3	15	-	59
	对个人サ ービス業	クリーニング店 配 達 員	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
		広告取付及び 配 達	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
		他に分類さ れない専門 サービス業	5	4	3	-	1	-	-	-	-	-	1
	非営利的 団 体	商工会議所 雑役	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-
		教 育	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
	(計)		714	602	86	506	10	-	23	3	20	-	89

第五表 (つづき)

農 業	商品生産業 農 業	農耕、畑除草	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-
		りんご袋掛	1,010	-	-	-	-	-	1,010	-	-	1,010	-
		(小 計)	1,012	-	-	-	-	-	1,012	-	2	1,010	-
漁 業	漁 業	手 元	97	97	-	97	-	-	-	-	-	-	-
林 業	林 業	雑 役	8	-	-	-	-	-	8	-	8	-	-
運 輸 通 信 業	通 信 業	事務員、 同見習	29	-	-	-	-	-	29	-	15	14	-
		郵便物取集	2	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-
		電 報 配 達	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-
		電話交換見習	3	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-
		継続年月札 取付	3	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-
		(小 計)	38	3	-	3	-	-	35	1	20	14	-
公 務	国 家、 地方事務	事 務 員	43	-	-	-	-	-	43	-	43	-	-
製 造 業	搥製造業	採掘補助員	164	164	-	164	-	-	-	-	-	-	-
	食料品 製造業	販 売 員	6	3	-	2	-	1	3	2	1	-	-
		事 務 見 習	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
		(小 計)	7	3	-	2	-	1	4	2	2	-	-
	木材及び 木製 機 械 業	雑 役	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	機 械 業	"	1	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-
(計)			173	168	-	167	-	1	5	2	3	-	-
總 計			9,699	8,075	1,035	7,024	14	2	1,535	57	374	1,104	89

第五表の比率

産業分類		比率																							
		(A)					(B)																		
		就業率			時期		就業率			時期															
職	職	合計	小計	(1) 1週3時間まで の者	(2) 1週3時間～1週18時間まで の者	(3) 1週18時間を超え る者	合計	小計	(1) 1週3時間まで の者	(2) 1週3時間～1週18時間まで の者	(3) 1週18時間を超え る者														
大分類	中分類	職種	新聞配達 荷造り 新聞取出し (小計)	74.8	88.8	91.5	88.6	-	5.4	89.5	8.6	-	-	100.0	98.9	13.2	86.7	0.1	100.0	61.4	38.6	-	-	-	
				74.8	88.9	91.7	88.6	-	5.4	89.5	8.6	-	-	-	100.0	98.9	13.2	86.7	-	100.0	61.4	38.6	-	-	-
				0.3	-	-	-	-	1.5	-	6.1	-	-	-	100.0	-	-	-	-	92.1	-	92.1	-	-	-
小分類	販売店	販売員、店員 給仕役 雑 (小計)	2.8	-	-	-	-	17.2	-	53.0	6.0	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	97.4	25.0	-	-	-	
			0.2	0.2	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	100.0	94.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
			0.2	-	-	-	-	1.1	-	5.5	-	-	-	100.0	-	94.1	94.1	-	100.0	-	76.5	23.5	-	-	
小分類	販売店	店員、販売員 事務 配達 牛乳配達 雑 (小計)	3.3	0.3	-	0.4	-	19.0	-	59.1	6.3	-	-	100.0	8.5	-	8.5	-	100.0	91.5	24.0	-	-	-	
			78.5	89.2	91.7	89.0	-	26.6	89.5	74.3	7.2	-	-	100.0	94.6	13.1	86.8	0.1	100.0	12.5	68.0	19.6	-		
			2.2	2.3	-	2.7	-	-	-	-	-	-	-	100.0	86.6	12.5	82.1	-	100.0	5.4	3.7	1.1	-		
大分類	中分類	職種	映画業 役 子 役 手 踊 舞 ダンス 演技 芸人 その他 (小計)	3.0	2.7	7.8	1.9	-	0.9	-	2.9	-	-	100.0	76.1	36.8	59.1	4.1	100.0	4.9	78.6	-	-	-	
				0.6	0.7	-	0.8	-	-	-	-	100.0	98.2	100.0	-	-	100.0	45.0	-	100.0	-	3.8	-	-	
				0.6	0.7	-	0.8	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	
大分類	中分類	職種	映画業 役 子 役 手 踊 舞 ダンス 演技 芸人 その他 (小計)	5.0	5.1	8.0	4.5	-	1.1	-	4.0	-	-	100.0	84.2	18.9	65.3	-	100.0	16.7	83.3	-	-	-	
				78.5	89.2	91.7	89.0	-	26.6	89.5	74.3	7.2	-	-	100.0	94.6	13.1	86.8	0.1	100.0	12.5	68.0	19.6	-	
				2.2	2.3	-	2.7	-	-	-	-	-	-	-	100.0	86.6	12.5	82.1	-	100.0	5.4	3.7	1.1	-	

第 六 表 労働時期別、支払形態別、賃金額別年少労働者数

賃 金	人 数				比 率 (A)					比 率 (B)				
	合 計	就学時 期に働 く者	就学時 期外に 働く者	学令に 達しな い者	合 計	就学時 期に働 く者	就学時 期外に 働く者	学令に 達しな い者		合 計	就学時 期に働 く者	就学時 期外に 働く者	学令に 達しな い者	
(1) 小 計	984	625	315	44	(100.0)	10.1	7.7	20.5	49.4	100.0	63.5	32.0	4.5	
200円未満	891	560	290	41	(90.5)	9.2	7.0	18.9	46.1	100.0	62.9	32.5	4.6	
200円以上300円未満	77	51	25	1	(7.8)	0.8	0.6	1.6	—	100.0	66.2	32.5	—	
300円以上400円未満	4	4	—	—	(0.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	
400円以上	12	10	—	2	(1.2)	0.1	0.1	—	—	100.0	83.3	—	—	
(2) 小 計	6,945	6,846	99	—	(100.0)	71.6	84.8	6.4	—	100.0	98.6	1.4	—	
1,000円未満	4,445	4,392	53	—	(64.0)	45.8	54.4	3.5	—	100.0	98.8	1.2	—	
1,000円以上2,000円未満	2,022	2,008	14	—	(29.1)	20.8	24.9	0.9	—	100.0	99.7	0.3	—	
2,000円以上3,000円未満	415	385	30	—	(6.0)	4.3	4.8	2.0	—	100.0	95.1	4.9	—	
3,000円以上5,000円未満	62	60	2	—	(0.9)	0.6	0.7	—	—	100.0	96.8	—	—	
5,000円以上	1	1	—	—	(—)	—	—	—	—	—	—	—	—	
(3) 小 計	192	138	13	41	(100.0)	2.0	1.7	0.8	46.1	100.0	71.9	6.8	21.3	
3,000円未満	62	41	4	17	(32.3)	0.6	0.5	—	19.1	100.0	66.1	6.5	27.4	
3,000円以上5,000円未満	77	53	5	19	(40.1)	0.8	0.7	—	21.3	100.0	68.8	6.5	24.7	
5,000円以上	47	40	3	4	(24.5)	0.5	0.5	—	—	100.0	85.1	—	—	
10,000円未満	6	4	1	1	(3.1)	—	—	—	—	—	—	—	—	
10,000円以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(4) そ の 他	1,500	461	1,037	2	15.5	5.7	67.6	2.2	—	100.0	30.7	69.1	—	
不 明	78	5	71	2	0.8	—	4.6	2.2	—	100.0	—	91.0	—	
総 計	9,699	8,075	1,535	89	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	83.2	15.8	0.9	

最低年齢未満の児童の労働条件調査

(様式)

() 婦人少年室

使用許可・昭和28年1月～12月

調査票(一)の1

I 事業と職種	(1) 事業の種類		(2) 児童の職種		計		男		女		計		男		女		合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
II 合計	合計																		
	(1) 満6才未満																		
	(2) 満6才～満11才																		
	(3) 満12才																		
	(4) 満13才																		
III 就学時期に働く者	(5) 満14才																		
	小計																		
	(1) 1週3時間までの者																		
	(2) 1週3時間を超え18時間までの者																		
IV 労働者	(3) 1週18時間を超える者																		
	小計																		
	(1) 1週6時間までの者																		
	(2) 1週6時間を超え42時間までの者																		
V 学令に達しない者	(3) 1週42時間を超える者																		
	合計																		

参 考

調査回数	調査対象期間	就 労 年 少 者 数			備 考
		男	女	計	
第 1 回	昭和23. 11~昭和24. 3	6,829	893	7,722	今回調査分
第 2 回	〃 24. 4~ 〃 25. 3	4,210	635	4,845	
第 3 回	〃 25. 4~ 〃 26. 3	4,368	1,218	5,586	
第 4 回	〃 26. 4~ 〃 27. 3	3,953	958	4,911	
第 5 回	〃 28. 1~ 〃 28. 12	8,201	1,498	9,699	

(第1回調査)

府県別に見た性別年齢構成表

自昭和23年11月1日至昭和24年3月31日

府県別	性別 年齢別	男					女					合 計
		12才未満	12	13	14	小 計	12才未満	12	13	14	小 計	
1 北海道	0	68	(1) 119	70	(1) 257	0	5	4	(1) 1	(1) 10	(2) 267	
2 青森	1	90	155	85	331	0	11	18	7	36	387	
3 岩手	0	13	51	60	124	0	0	3	10	13	137	
4 宮城	1	47	66	223	337	1	2	1	2	6	343	
5 秋田	0	0	16	65	81	0	0	0	2	2	83	
6 山形	0	16	(1) 44	(1) 26	(2) 86	0	3	2	0	5	(2) 91	
7 福島	3	50	144	166	363	1	1	12	3	17	380	
8 茨城	0	13	(1) 34	38	(1) 85	0	0	1	1	2	(1) 87	
9 栃木	0	10	40	32	82	0	2	5	3	10	92	
10 群馬	1	29	45	28	103	0	1	0	1	2	105	
11 埼玉	9	44	(68) 17	0	(68) 70	0	2	(5) 0	0	(5) 2	(73) 72	
12 千葉	10	10	22	4	46	0	1	3	0	4	50	
13 東京	(10) 57	96	155	124	(10) 434	(3) 42	14	18	(1) 7	(4) 81	(14) 515	
14 神奈川	0	17	31	35	83	5	2	0	0	7	90	
15 新潟	0	8	30	20	58	0	2	2	1	5	63	
16 富山	3	66	82	37	188	1	2	3	5	11	199	
17 石川	0	0	1	13	14	0	0	0	7	7	21	
18 福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 山梨	0	7	32	30	79	0	1	1	9	11	90	
20 長野	2	10	53	56	121	0	2	1	0	3	124	
21 岐阜	14	29	56	61	160	1	6	11	15	33	193	
22 静岡	2	11	26	25	64	0	9	18	31	58	122	
23 愛知	5	39	125	115	284	4	3	8	8	23	307	
24 三重	3	5	8	8	24	1	9	1	7	18	42	
25 滋賀	2	35	47	63	147	0	10	19	25	54	201	
26 京都	(2) 22	53	66	54	(2) 195	(2) 34	12	9	9	(2) 64	(4) 259	
27 大阪	(2) 8	4	(1) 5	1	(3) 18	5	1	5	1	12	(3) 30	
28 奈良	3	24	57	64	148	(1) 0	3	4	5	(1) 12	(1) 160	
29 和歌山	8	33	45	20	106	3	4	6	4	17	123	
30 鳥取	1	3	8	1	13	0	0	0	0	0	13	
31 島根	0	8	16	9	33	0	0	2	2	4	37	
32 岡山	0	8	12	16	36	0	0	0	1	1	37	
33 広島	0	57	102	83	242	0	11	21	7	39	281	
34 山口	0	170	192	148	510	0	20	24	9	53	563	
35 徳島	2	(1) 63	(2) 83	82	(3) 230	0	9	11	21	41	(3) 271	
36 香川	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
37 愛媛	0	11	43	27	72	0	2	4	7	13	85	
38 高松	0	9	(1) 3	(1) 11	(2) 23	0	2	4	9	15	(2) 38	
39 福岡	0	1	10	7	18	0	0	0	3	3	21	
40 佐賀	4	7	291	448	814	2	7	12	31	52	866	
41 熊本	2	35	(1) 87	(1) 42	(2) 116	2	10	(1) 15	21	(2) 48	(3) 164	
42 大分	1	8	(1) 24	91	(1) 126	0	2	(1) 3	12	(1) 17	(2) 141	
43 宮崎	0	9	15	29	53	0	3	5	2	10	63	
44 鹿児島	0	104	140	107	351	10	9	17	12	38	389	
45 沖縄	1	2	15	14	32	5	4	2	5	16	48	
46 計	0	10	30	33	73	0	6	4	8	18	91	
計	(14) 167	(1) 406	(77) 2.584	(3) 2.672	(95) 6.829	(6) 107	193	(7) 279	(2) 314	(15) 893	(110) 7.722	

備考 ()内は義務教育修了者及び幼児の数を示す。

(第1回調査)

男 女 別 年 齢 構 成

性 別 \ 年 令 別	計	12 才 未 満	12 才	13 才	14 才
計	7,832	294	1,600	2,947	2,991
男	6,924	181	1,407	2,661	2,675
女	908	113	193	286	316

(第1回調査)

産 業 別 就 業 者 分 布 表

性 別 \ 産 業 別	計	農 業	水産業	土建業	製 造 業	商 業	金融業	運 輸 信	サービ ス 業	自由業	公 園 務 休
計	7,772	71	83	4	28	7,178	1	21	290	14	32
男	6,830	13	70	4	23	6,525	0	15	151	8	21
女	892	58	13	0	5	653	1	6	139	6	11

(第1回調査)

産 業 別 労 働 時 期 構 成 表

時 期 別 \ 産 業 別	計	農 業	水産業	土建業	製 造 業	商 業	金融業	運 輸 信	サービ ス 業	自由業	公 園 務 休
計	7,722	71	83	4	28	7,178	1	21	290	14	32
就学時期中	7,328	12	82	4	9	6,944	1	3	262	12	3
就学時期外	394	59	1	0	19	232	0	18	28	2	29

(第1回調査)

職 種 別 就 労 者 数

職種別 時期別	計	新聞 配達	映画 俳優	舞台 俳優	歌手 方丈	弁当 持	給仕	採掘 夫	人夫 及び 雑役	劇場 幕売	内 問 子	店員	配達	事務 員	理容 見習	家畜 飼育	ナシ 加工	茶摘 み	賠償 物 質 試	郵便 区分	電話 交換 手	その他
計	7,722	7,158	117	166	3	63	43	20	23		4	7	4	2	2	2	1	53	14	2	2	11
就学時期中	7,328	6,933	95	161	3	62	23	20	14		4	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	1
就学時期外	394	225	22	5	0	1	20	0	9		0	4	1	0	0	1	0	53	14	2	2	10

(第2回調査)

府県別に見た性別年齢構成表

自昭和24年5月1日至25年3月31日

都道府県別	性別 年齢別	男					女					合計	備考
		12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
1	北海道	0	52	109	61	252	0	3	11	0	14	266	
2	青森	2	64	73	56	195	0	0	2	5	7	202	
3	岩手	0	8	12	14	34	0	4	7	1	12	46	
4	宮城	0	46	77	64	187	0	0	1	0	1	188	
5	秋田	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	7	
6	山形	0	0	4	10	14	1	2	1	0	4	18	
7	福島	0	33	66	146	245	1	0	5	16	22	267	
8	茨城	2	3	7	5	17	0	2	0	1	3	20	
9	栃木	0	18	25	22	65	1	4	9	2	16	81	
10	群馬	1	14	11	14	40	0	0	0	0	0	40	
11	埼玉県	7	21	45	17	90	1	2	4	2	9	99	
12	千葉県	4	30	40	37	111	3	4	2	0	9	120	家畜の飼育、鶏卵の飼育
13	東京都	44	27	59	53	183	49	16	4	5	74	257	男(12才)1名、時間不明
14	神奈川県	6	36	107	110	259	6	5	3	2	16	275	
15	新潟	0	6	29	25	60	0	1	1	27	29	89	
16	富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
17	石川	5	7	1	0	13	1	1	0	0	2	15	
18	福井	0	0	0	7	7	0	0	0	2	2	9	
19	福山	4	13	10	14	41	0	0	1	0	1	42	
20	山口	1	14	42	125	182	0	0	3	0	3	185	
21	岐阜	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
22	静岡県	0	0	0	13	13	0	0	0	0	0	13	
23	愛知	0	9	12	17	38	0	0	0	1	1	39	
24	三重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
25	滋賀	0	1	6	2	9	0	0	0	0	0	9	
26	京都	14	46	59	74	193	42	6	15	6	69	262	
27	大阪	9	29	48	61	142	5	5	5	4	19	161	
28	奈良	0	28	99	151	278	0	1	1	14	16	294	
29	和歌山	0	1	6	7	14	0	0	3	1	4	18	
30	徳島	0	9	13	18	40	0	1	2	1	4	44	
31	鳥取	0	5	5	8	18	0	0	2	2	4	22	
32	島根	0	4	10	5	19	0	1	1	0	2	21	
33	岡山	0	43	38	40	121	0	6	10	6	22	143	
34	広島	36	92	158	118	404	30	16	30	28	104	508	
35	山口	0	17	33	24	74	0	3	2	1	6	80	
36	徳島	0	0	0	2	2	1	0	0	2	3	5	
37	香川	0	0	4	4	8	0	0	0	1	1	9	
38	愛媛	1	4	4	6	15	0	0	1	2	3	18	
39	高知	5	4	5	8	22	1	2	1	5	9	31	
40	福岡	0	30	73	122	225	0	1	0	2	3	228	
41	佐賀	1	6	13	12	32	0	1	5	4	10	42	
42	長門	3	21	23	22	69	0	2	2	4	8	77	
43	熊本	0	4	3	7	14	0	0	0	0	0	14	
44	大分	7	32	131	109	279	1	6	17	7	31	310	
45	宮崎	0	23	10	26	59	0	15	7	19	41	100	
46	鹿児島	30	46	20	23	119	21	18	7	5	51	170	
合 計		187	848	1,485	1,690	4,210	164	128	165	178	635	4,845	

(第2回調査)

男 女 別 年 齢 構 成 表

性 別	年 令 別					
		計	12才未満	12才	13才	14才
計		4,884	384	977	1,651	1,872
男		4,224	199	848	1,486	1,691
女		660	185	129	165	181

(第2回調査)

産 業 別 就 業 者 分 布 表

性 別	産 業 別								
		計	農 業	林 業	漁 業	製造業	卸売及び小売業	サービス業	公 務
計		4,845	103	1	158	281	3,985	290	27
男		4,210	49	1	158	263	3,594	135	10
女		635	54	0	0	18	391	155	17

(第2回調査)

産 業 別、職 種 別、労 働 時 期 構 成 表

産業別 職種別 労働時期別	総計	農業		林業	漁業	製造業		卸売及 び小売		映画製作														
		穀物の栽培 及びその他の 農業	果樹・園芸 農業	製薪業	沿岸漁業	塩製造業	繊維・縫製 その他の化学、 食料品、	新聞・卸売及 び小売業																
								新聞・卸売及 び小売業	売及び小売業 その他の物品卸															
農耕	農耕及び家事 手伝	家事手伝	生茶摘採	りんご袋掛 役	雑役	征結東業	烏賊釣	漁撈手伝 役	雑役	採塩夫	給仕員	販売員	包装	見習	新聞配達	立売	運搬	配達員	店員	売子	雑役	子役		
総数	4,845	36	16	8	32	10	1	1	103	55	252	19	5	3	1	1	3,921	10	3	8	26	13	4	32
就学時期中	4,642	31	16	8	32	—	—	1	103	55	252	14	5	3	1	1	3,816	10	3	8	5	5	2	29
就学時期間外	203	5	—	—	—	10	1	—	—	—	—	5	—	—	—	—	105	—	—	—	21	8	2	3

産 業 別 職 種 別 労 働 時 期 別	総 計	サ ー ビ ス 業														公 務			
		(映画を除く)劇場及び興行														国家事務	地方事務		
		舞踊	ダンス	子役	エキストラ	おはこび	浪曲	弘見し	助手	雑役	給仕	給仕	給仕	給仕	給仕	給仕	測量入夫	事務見習	草取上水道
		踊	ス	役	ラ	び	曲	し	手	役	仕	仕	仕	仕	仕	仕	夫	習	道
総 数	9	9	197	17	8	2	1	3	1	1	10	2	12	1	4	1	3	4	
就学時期中	3	6	191	17	8	2	1	1	1	1	10	—	—	—	1	—	—	—	
就学時期間外	6	3	6	—	—	—	—	2	—	—	—	2	12	1	3	1	3	4	

(第3回調査)

府県別にみた性別年齢構成表

自昭和25年4月1日至26年3月31日

都道府県名	性別 年齢別	男					女					合計	備考
		12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
1 北海道	1	87	129	162	379	1	65	79	118	263	642		
2 青森県	2	18	54	77	149	—	—	—	—	—	149		
3 岩手県	3	14	16	76	46	—	1	4	9	14	60		
4 宮城県	4	—	10	9	19	—	—	1	—	1	20		
5 秋田県	5	1	27	40	115	2	—	8	29	39	154		
6 山形県	6	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1		
7 福島県	7	43	101	115	259	—	—	—	2	2	261		
8 茨城県	8	—	11	26	37	—	—	—	5	5	42		
9 栃木県	9	3	3	2	8	—	—	—	—	—	8		
10 群馬県	10	3	7	17	27	—	—	—	3	3	30		
11 埼玉県	11	19	35	28	83	3	3	1	4	11	94		
12 千葉県	12	60	35	107	164	104	23	10	7	144	510	該当なし	
13 東京都	13	4	14	46	60	11	2	3	6	22	146		
14 神奈川県	14	7	24	54	85	—	1	1	31	33	118		
15 新潟県	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
16 富山県	16	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1		
17 石川県	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
18 福井県	18	—	—	5	5	—	—	—	2	2	7	該当なし	
19 山梨県	19	—	6	153	159	—	—	—	117	117	276		
20 長野県	20	36	78	89	31	234	9	13	25	13	60	294	
21 岐阜県	21	—	—	—	1	1	—	—	—	—	1		
22 静岡県	22	—	10	10	20	—	—	1	4	5	25		
23 愛知県	23	11	18	42	71	—	2	3	15	20	91		
24 三重県	24	1	—	—	1	—	1	1	1	3	4		
25 滋賀県	25	5	17	34	56	—	1	4	9	14	70		
26 京都府	26	16	19	48	71	154	29	7	10	9	55	209	
27 大阪府	27	14	21	46	47	128	9	—	2	9	20	149	
28 兵庫県	28	4	18	45	127	194	—	—	2	64	66	260	
29 奈良県	29	1	1	9	7	18	—	1	—	2	3	21	
30 和歌山県	30	2	9	16	26	53	2	—	2	2	6	59	
31 鳥取県	31	—	2	7	4	13	—	—	1	1	2	15	
32 島根県	32	—	10	6	5	21	—	1	2	2	5	26	
33 岡山県	33	14	30	27	15	86	1	6	—	—	7	93	
34 広島県	34	18	136	232	192	578	6	8	36	38	88	688	
35 山口県	35	—	23	53	59	135	—	1	7	7	15	150	
36 徳島県	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
37 香川県	37	1	8	24	33	—	—	2	18	20	53	該当なし	
38 愛媛県	38	3	4	2	9	—	1	2	—	3	12		
39 高知県	39	1	3	11	17	—	—	3	—	3	20		
40 福岡県	40	4	37	79	120	—	—	4	1	5	125		
41 佐賀県	41	2	15	44	38	99	—	3	9	12	24	123	
42 長門県	42	—	20	28	24	72	—	1	6	7	14	86	
43 熊本県	43	—	5	5	10	—	—	1	2	3	13		
44 大分県	44	—	47	99	94	240	—	20	10	9	39	279	
45 宮崎県	45	3	17	45	65	—	—	5	48	53	118		
46 鹿児島県	46	19	33	26	78	—	11	6	11	28	106		
合 年		176	747	1,490	1,955	4,369	178	172	251	617	1,218	5,586	

(第3回調査) 男 女 別 年 齢 構 成 表

性 別	年 令 別	計	12 才 未 満	12 才	13 才	14 才
計		5,586	354	919	1,714	2,572
男		4,368	176	747	1,490	1,955
女		1,218	178	172	251	617

(第3回調査) 産 業 別 就 業 者 分 布 表

性 別	産 業 別	計	農 業	漁 業	製 造 業	卸 売 及 小 売 業	金 保 險 業	運 通 信 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計		5,586	531	76	357	4,004	37	20	412	149
男		4,368	259	76	206	3,584	21	18	151	53
女		1,218	272	0	151	420	16	2	261	96

(第3回調査) 産 業 別、職 種 別、就 労 者 数

産業別 職種別 労働時期別	数	農 業			漁 業		製 造 業						卸売及び小売業			
		果樹園芸業 作物農業 以外の農場 製作及び物			沿岸漁業		化学工業 製造業	製粉業	印刷業	紡織食品工業 その他の化学			新聞卸小売	卸売及び小売 その他の用品		
		農耕	家事手伝	りんご袋掛	いか釣	漁夫手伝	採掘補助	事務見習	事務見習	販売	給仕	見習	新聞配達	配達	店員	雑役
總 数	5,586	9	35	487	15	61	71	2	16	78	11	179	3,938	3	33	30
就学時期中	4,196	3	8	0	15	61	71	0	0	7	0	2	3,782	3	0	0
就学時期外	1,390	6	7	487	0	0	0	2	16	71	11	177	156	0	33	30

産 業 別 職 種 別 労働 時 期 別	金融及び 保 險 業		運 通 信 業	サ ー ビ ス 業										公 務
	銀 行 業	証 券 業	運 搬 業	医 療 保 險 業	教 育	映 画 製 作	劇 場 及 び 興 業			旅 館	遊 藝 理 容 業	他 に 分 類 さ れ ない 修 理 業		
	事 務 見 習	事 務 見 習	事 務 補 助	見 習	事 務 補 助	子 役	子 役	歌 手	ダ ン ス	放 送 員	助 手	雑 役	事 務 見 習	
總 数	21	16	20	21	21	22	235	7	92	1	7	6	149	
就学時期中	0	0	0	0	5	11	207	5	14	0	2	0	0	
就学時期外	21	16	20	21	16	11	28	2	78	1	5	6	149	

(第4回調査)

府県別にみた性別年齢構成表

自昭和26年4月1日至昭和27年3月31日

都府県名	性別	年齢別	男					女					合計	備考
			12才未満	12	13	14	小計	12才未満	12	13	14	小計		
1 北海道	道	道庁手続田	0	4	40	138	182	0	0	0	1	1	183	
2 青森県	道	道庁手続田	0	6	52	89	147	0	0	0	0	0	147	
3 岩手県	道	道庁手続田	0	6	17	22	45	0	2	2	4	8	53	
4 宮城県	道	道庁手続田	0	3	17	57	77	0	0	1	2	3	80	
5 秋田県	道	道庁手続田	0	7	27	50	84	0	1	3	4	8	92	
6 山形県	道	道庁手続田	0	6	7	26	39	0	0	0	1	1	40	
7 福島県	道	道庁手続田	0	32	95	114	241	0	0	0	0	0	241	
8 茨城県	道	道庁手続田	0	6	11	18	35	0	0	0	1	1	36	
9 栃木県	道	道庁手続田	1	1	0	0	2	3	1	0	0	4	6	
10 群馬県	道	道庁手続田	2	8	28	48	86	0	0	0	0	0	86	
11 埼玉県	道	道庁手続田	0	5	39	57	101	5	3	3	2	13	114	
12 千葉県	道	道庁手続田	0	2	15	37	54	2	2	1	53	38	92	
13 東京都	道	道庁手続田	91	14	53	65	223	121	26	19	14	180	403	
14 神奈川県	道	道庁手続田	4	28	61	85	178	9	1	2	2	14	192	
15 新潟県	道	道庁手続田	0	13	20	35	68	0	0	2	17	19	87	
16 富山県	道	道庁手続田	0	2	7	17	26	0	1	0	7	8	34	
17 石川県	道	道庁手続田	15	0	4	9	19	2	0	3	0	5	24	
18 福井県	道	道庁手続田	0	1	1	6	8	0	0	0	0	0	8	
19 山梨県	道	道庁手続田	0	1	9	155	165	0	0	23	116	139	304	
20 長野県	道	道庁手続田	1	13	59	53	126	0	0	5	2	7	133	
21 岐阜県	道	道庁手続田	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	4	
22 静岡県	道	道庁手続田	1	1	16	14	32	1	2	1	1	11	43	
23 愛知県	道	道庁手続田	0	0	7	25	32	2	1	0	22	25	57	
24 三重県	道	道庁手続田	0	1	3	2	6	0	0	2	2	4	10	
25 滋賀県	道	道庁手続田	0	1	1	3	5	0	0	0	1	1	6	
26 京都府	道	道庁手続田	83	9	31	90	213	162	32	30	12	236	449	
27 大阪府	道	道庁手続田	11	9	8	9	37	18	11	2	4	35	72	
28 兵庫県	道	道庁手続田	9	54	67	169	279	1	0	0	33	34	313	
29 奈良県	道	道庁手続田	0	12	16	22	50	0	0	2	1	3	53	
30 和歌山県	道	道庁手続田	0	0	1	5	6	0	0	1	0	1	7	
31 鳥取県	道	道庁手続田	0	4	2	5	11	0	4	4	3	11	22	
32 島根県	道	道庁手続田	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	
33 岡山県	道	道庁手続田	0	5	43	11	59	0	2	2	0	4	63	
34 広島県	道	道庁手続田	0	29	71	77	177	0	0	3	0	3	180	
35 山口県	道	道庁手続田	0	14	54	91	159	0	0	4	6	10	169	
36 徳島県	道	道庁手続田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
37 香川県	道	道庁手続田	0	0	15	20	35	0	0	2	2	4	39	
38 愛媛県	道	道庁手続田	0	2	2	3	7	0	0	0	0	0	7	
39 高知県	道	道庁手続田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
40 福岡県	道	道庁手続田	3	18	63	204	288	1	2	2	36	41	329	
41 佐賀県	道	道庁手続田	13	37	53	37	140	3	9	10	3	25	165	
42 長門県	道	道庁手続田	16	21	41	77	155	1	0	1	4	6	161	
43 大分県	道	道庁手続田	0	2	21	41	64	0	1	6	4	11	75	
44 熊本県	道	道庁手続田	4	52	114	65	235	0	4	13	2	19	254	
45 鹿児島県	道	道庁手続田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	該当なし
46 沖縄県	道	道庁手続田	1	6	18	26	51	1	8	9	7	25	76	
合計	計		255	415	1,209	2,074	3,953	332	113	158	355	958	4,911	

(第4回調査) 男 女 別 年 齢 構 成 表

年令別 性 別	計	12才未満	12 才	13 才	14 才
計	4,911	587	528	1,367	2,429
男	3,953	255	415	1,209	2,074
女	958	332	113	158	355

(第4回調査) 産 業 別 就 業 者 分 布 表

産業別 性 別	計	農 業	漁 業	製 造 業	卸売及び 小売業	金 融 業	運 輸 業	サ ー ビ 業	公 務
計	4,911	32	144	176	3,557	9	55	796	142
男	3,953	19	142	137	3,257	3	41	292	62
女	958	13	2	39	300	6	14	504	80

(第4回調査) 産 業 別、職 種 別、就 労 者 数

産業別、職 種 別		区 分			就 労 時 期 中			就 労 時 期 外		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
総	計	4,911	3,953	958	4,149	3,533	616	762	420	342
農 業	穀作及び作物以外の農場	8	7	1	3	3	0	5	4	1
	作物農業	21	9	12	2	1	1	19	8	11
	非商品生産農業	3	3	0	0	0	0	3	3	0
漁 業	沿岸漁業	108	108	0	108	108	0	0	0	0
	い 漁 夫 手 伝	36	34	2	36	34	2	0	0	0
製 造 業	植 製 造 業	101	99	2	101	99	2	0	0	0
	印刷 業	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	その他の化学、製紙、紡	47	31	16	0	0	0	47	31	16
卸売及び小売業	織、食品工業	27	6	21	0	0	0	27	6	21
	新聞卸小売	3,281	3,100	181	3,195	3,019	176	86	81	5
	飲食店業	38	8	30	0	0	0	38	8	30
金融保険業	その他の用品卸売及び小	214	131	83	3	3	0	211	128	83
	店配 員 役	17	12	5	4	4	0	13	8	5
	店配 員 役	4	3	1	0	0	0	4	3	1
運輸業	金 融 業	9	3	6	0	0	0	9	3	6
	運 輸 業	29	26	3	0	0	0	29	26	3
	通 信 業	26	15	11	0	0	0	26	15	11
サ	医療保険業	21	3	18	0	0	0	21	3	18
	映 画 製 作	19	8	11	0	0	0	19	8	11
	歌子ダンス	206	91	115	198	86	112	8	5	3
ビ	劇場及び興業	22	5	17	20	5	15	2	0	2
	歌子ダンス	318	169	149	301	156	145	17	13	4
	事務補助	77	2	75	54	2	52	23	0	27
ス	対個人的サービス業	113	2	111	111	1	110	2	1	1
	技術見習	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	経済団体	5	0	5	0	0	0	5	0	5
公 務	野外遊戯場	2	2	0	0	0	0	2	2	0
	他に分類されない修理業	9	8	1	9	8	1	0	0	0
	雑 務 見 習	1	1	0	0	0	0	1	1	0
		142	62	80	1	1	0	141	61	80

様式第一号

使用許可申請書

(昭和二十九年六月改正)

事業の種類	事業の名称		事業の所在地
児童の氏名	性別	生年月日	住所
児童の就く業務の内容		労働時間	()

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

「労働時間」の欄は修学時間を()内に記入すること

正 誤 表

頁	訂 正 箇 所	誤	正
2	性別、年齢別年少者の数(表中) 比率(B)	(計) 男 100.0	(計) 男 84.6
3	全 上	(計) 女 100.0	(計) 女 15.4
4	12 行(本文) --- 満6才未満の	10.0%	100.0%
6	10 行(本文) --- 以下	農業 10.4%	削除
4	全 上	製造業 1.8%	製造業 2.1%
4	全 上	漁業 1.0%	漁業 1.2%
4	全 上	公務 林業	削除
4	17 行(本文)	(94.1%)	(94.6%)
8	11 行(本文) --- 映画子役以外の者	86.8%	100.0%

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来誌



00763288